

平成28年第8回当別町議会定例会 第1日

平成28年12月6日（火曜日） 午前10時00分開会

議 事 日 程 （第1号）

開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 請願・陳情審査付託の件
- 散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務課長	北村和也君
総務課参事	長谷川明君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	高取真由美君
福祉課長	山下勝也君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局	長	五十嵐	一夫	君
次	長	佐々木	由紀夫	君
係	長	浦島	卓	君
主	任	瀬戸	貴裕	君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、平成28年第8回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付しております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 山崎 公 司 君

5番 秋 場 信 一 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成28年12月6日から12月13日までの8日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、12月6日から12月13日までの8日間とすることに決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。

10月14日に東京で開催されました平成28年度防衛省全国情報施設協議会役員会、要望会に出席いたしました。

11月3日、宮城県大崎市で開催されました大崎市誕生10周年記念式典に出席いたしました。

11月9日、東京で開催されました第60回町村議会議長全国大会に出席いたしました。

さらに、今月に入りまして12月1日、2日、東京都において当別町内の各団体合同中央要望に出席いたしました。

なお、これらの復命書は議会事務局に保管しておりますので、ご高覧願います。

以上、報告を終わります。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第4、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、文書番号1番、「介護保険制度の見直しに対する意見書」採択を求める陳情については、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため、あすから12月8日までの2日間、12月10日から12月11日までの2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

12月9日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

(午前10時04分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第8回当別町議会定例会 第2日

平成28年12月9日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務課長	北村和也君
総務課参事	長谷川明君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
企画課参事	種田統君
財政課長	山田雅俊君
道の駅推進室長	三上晶君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	辻野幸一君
住民課長	乗木裕君
福祉部長	高取真由美君
福祉課長	山下勝也君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
商工課長	森淳一君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君

上下水道課長	岩 城 正 志 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	野 村 雅 史 君
管 理 課 長	山 崎 一 君
社会教育課長	小 出 真 二 君
代表監査委員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	五十嵐 一 夫 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 山崎 公 司 君

5番 秋 場 信 一 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、古谷君の質問であります。なお、質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

古谷君。

○8番（古谷陽一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

最初に、当別町農業の持続的発展について質問させていただきます。当別町の農業は、偉大な先人の並々ならぬ苦難の歴史を乗り越え、減反政策や社会情勢の変化に伴い、水稻を初め小麦や大豆の振興など農業を取り巻く環境の変化に応じ果敢に対応し、取り組みを進め、北海道有数の農業地帯として発展を続けております。その中で、本年8月、国は新たな土地改良長期計画をまとめ、豊かで競争力のある農業として野菜等の高収益作物の生産拡大を図り、所得の向上につながる農地整備を展開するとうたっております。また、攻めの農政を加速化するために担い手への農地集約や農地の大区画化、そして汎用化を推し

進める地域に優先して予算を配分している現状であります。つまり土地改良長期計画により、農業の基礎となる土地基盤の整備に一層の力を入れるべきと考えるところであります。

一方、財務省は、財政事情の制約のもとで農業生産に対する助成の現況について効果的な農林水産予算のあり方を財政制度審議会において検討しています。その分科会の報告では、米の生産調整を飼料用米の作付に誘導することによって達成しようとするれば財政負担が増加するというところでございます。そして、水田活用の直接支払交付金に対する予算執行調査の結果、畦畔がない、また用水路の供給ができないような水田機能を失っている農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外すべきという話が出ているところでございます。予算執行調査の結果については、日本農業新聞の論調も国民の理解を得るのはなかなか難しいということでございます。また、十勝のような麦の一大生産地においては、もともと水田活用の直接支払交付金はなく、畑作物の直接支払いだけで大規模な耕作をしているところでございます。さらに、上川や北空知は転作率が低い。この問題で大きな影響があるのは、当別町を初め石狩管内や南空知の土地利用型作物にシフトしている地域であります。米政策改革は、当別町としては営農の根幹にかかわる重大な問題であります。このような状況のもとで転作助成の条件となっている水田機能の弱体化が大きな課題であります。この課題の解消のためにも土地改良を進め、水田機能の回復に努めなければならないと思うが、町長の考えを伺いたいと思います。

さて、現在当別町の農家の大宗は、水稻から麦、大豆等、土地利用型作物にシフトしております。一部において連作がなされるなど、連作障害等も見られております。畑作物の適切な輪作体系の確立が必要であると思います。そういった現況を踏まえ、水稻とそれ以外の作物を組み合わせた田畑輪換を進め、特に田畑輪換は小麦のなまぐさ黒穂病に対しても湛水によって抑制効果があると指摘をされております。今後用水供給が可能な施設整備と排水改良を含めた面整備も取り組み、水田の汎用化を図る必要があると思いますが、町長の見解を伺いたいと思います。

国の農業政策が転作助成を中心に平成30年度からの米政策の見直しのタイミングで大きく変わろうとしております。当別町の基幹産業は農業です。北海道144町村の中でほとんどの町村が農業が基幹産業なのです。つまり北海道では、大都市を除き、ほとんどの町村が農業が元気にならなければまちは発展しないのではないのでしょうか。当別町も同じだと思います。それで、どこの町村においても基幹産業である農業の振興に大きな力を入れているところでございます。農業は、国民の食料を生産するという大きな使命があります。また、排水路等の維持管理も含め、環境の整備や国土の保全という多面的機能を有しているところでもあります。今後推し進めようとしている末端に近い土地改良事業の基盤整備については、農家の個人負担は当然あるわけでありまして。しかし、国や道の支援のほかに町の支援が幾ばくかでもあれば、若い農業者も事業に取り組み、多様な営農にチャレンジする意欲が湧くものと確信しているところでございます。今後当別町の未来を担う若い農業者が安心して営農に取り組めるよう米の生産調整や多様な農産物にチャレンジできる基

盤整備の確立に対する支援や推進について明確な方針を示す必要があると考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。

次に、商工業の活性化について質問させていただきます。当別町の人口は、平成11年の2万875人をピークに、以降減少傾向で現在1万6,668人となり、このまま何もしなければ2040年には1万1,000人台になるという非常にショッキングな推計となっているところでございます。人口減少により町を支える人が少なくなることにより、町民個々の負担増大と行政サービスの低下をもたらします。今町民挙げてそのための施策を積極的に取り組んでいかなければならないと思います。そして、人口減少を食い止め、一人でも人口をふやさなければなりませんと思います。

当別町には北海道医療大学がございまして、その学生と職員を含め4,000人が当別町にきています。そのうち以前は約1,300人が当別町に居住していたのですが、現在は800人弱と減少をいたしております。これは、アパート等の部屋数が減少したのが一つの原因ではないかと思っております。また、当別町の商店街については、老朽化や後継者の問題等により今までの店舗の建っていたところやアパートの建っていたところも近年解体されたままであります。その後再築されていない状況で、空き地が目立っている状況でございます。結局物が買える店が減っている、そして飲食できる店も減っている状況であります。このような課題を改善し、4,000人も来ている学生等がいる中で学生の居住をふやす政策はないのか。つまり学生アパートをふやす施策はないのか。さらに、学生に住んでもらうには学生が利用できる飲食を初めとする店づくり、あるいは店舗の誘致やファストフード店の誘致など、その他学生が魅力と感ずる店のつくり方など人口減少問題にも大きくかかわる政策となるのではないかと思います。両面で進めることが大切であると思っておりますが、町長の見解を伺います。

また、当別町への移住人口の増を図るためにも宅地造成工事の完了している住宅地への移住促進のPRなど移住促進政策を強力に進める必要があると思っておりますが、町長のお考えを伺います。

さて、当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の商工業活性化プロジェクトにおいて小売業の年間販売額が152億円から2019年には185億円としているが、具体的に何をどのようにするのか、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、福祉環境の充実について質問させていただきます。近年急速に進行する高齢化社会の中で、我が国においては65歳以上の高齢者は国民の4人に1人となっております。また、当別町においては、高齢化率が既に30%を上回っております。当別町は、誰もが健康で文化的な暮らしができて安心して老後を送ることができる町を目指して、思いやりと生きがいを感じられるまちづくりを基本理念とし、高齢者が住みなれた地域で能力に応じて自立した生活を営むことができるよう各種施策に取り組んでいるところでございます。当別町には養護老人ホームや老人保健施設、また特別養護老人ホーム、そしてグループホームなどの民間施設等もありますが、今後核家族化が進んでいる中でだんだんと老人保健施

設等の利用希望がふえています。施設が不足する状況が拡大していくのではないかと。現在の施設等の利用への待機者はどれくらいいるのか。また、施設等の利用計画等や施設の不足等の状況などの対応についてどのようにしているのか伺いたと思います。

また、介護職員も不足しているようだが、大変な状況にもある。その対応はどうしているのか。そして、在宅訪問介護制度等もある。どのような体制でどれくらいの人を対象となっているのか。

当別町は、町民にとって福祉が身近に当たり前に意識される地域づくりを目指し、高齢者のパワーや役割を発揮できる機会を大切にしております。また、地域包括ケアシステムはどんな取り組みとなっているのか。そして、今後老人保健施設等の利用度がますます多くなると思うが、民間施設等が必要となってくるのではないかと考えられます。これからは施設がふえれば高齢者の対応はよくなると思うが、施設の数が増えるようになるのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） ただいまの古谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 皆さん、おはようございます。ただいまの古谷議員の一般質問にお答えをいたします。

まずもって、今古谷議員から当別町の基幹産業は農業であり、農業が元気になってくれないと町の発展はないとおっしゃいましたけれども、まさにそれはそのとおりでございます。全く疑いのないものであります。でありますから、農業関係者、そして町民及び町が一体となって当別農業10年ビジョンをつくって、今それを推進している。これは、議員の皆様も町民の皆様もご存じのことと推察します。

まず、米政策改革に関して、水田機能の回復についてですけれども、今当別町では水田のおよそ4分の3で転作が行われておりまして、水田においては小麦、大豆、こういった畑作物を初めとする各種野菜、花卉など多様な作物を生産をしております。この多様な作物による非常に守備範囲の広い農業生産は、当別町の農業の強みでありまして、もうかる農業の実現には多様な作物の需要に応じた生産が求められることから、それを実現できる水田機能が必要であると考えております。

次に、水田の汎用化についてですが、当別町においては基幹作物の小麦において連作による収量の低さが問題となっております。ことしご承知のとおり小麦なまぐさ黒穂病が発生したこともありまして、適正な輪作体系の確立に向けて、今関係機関が連携をとって取り組んでおります。取り組みを強化してきております。普及を図る輪作モデルとして、畑作物による輪作や畑作物と野菜を組み合わせた輪作、それ以外にも畑作物と水稲を組み合わせた田畑輪換も示されております。小麦なまぐさ黒穂病の病原菌は、土壌中で死滅させることは難しいと言われておりますけれども、胞子は1カ月程度の湛水で死滅するとの報告もありまして、水田の汎用化というのは生産性向上策の一手法として有効であると考

えております。

次に、基盤整備の方針についてですけれども、古谷議員おっしゃるとおり、ご指摘のとおり、もうかる農業を次世代に引き継ぐためには生産基盤の整備が必要不可欠であります。こういったことから、先ほども申し上げました当別町農業10年ビジョンにおきましては、当別農業の強みの筆頭に高度に整備された用排水インフラというものを掲げております。目指す姿に向けた取り組みの中にも農業農村整備事業の着実な推進を明記しているところであります。いずれにしましても、農業をめぐる情勢が非常に厳しさを増す中で、この10年ビジョンに掲げた目標を一刻も早く前倒しして実現することが必要でありまして、それを支える基盤整備を計画的に進めていきたいというふうに考えております。

2つ目の商工業の活性化についてのご質問ですけれども、まず学生の居住をふやすための施策については、現在北海道医療大学当別キャンパスには学生が約3,500人、教職員を含めまして約4,000人が在籍しております。そのうち町内のアパートに入居している学生は、約4分の1の830人程度というふうに把握をしております。これは、町内のアパート全戸数の約65%を占めておりまして、結構大きなパーセントになっております。最近また学部とか学科が新設されまして学生が増加している一方で、単にアパートが減少しているということではなく、札幌圏の親元から通学している学生が非常に多くなっているということがありますのと、もう一つ、JRの電化に伴って通学時間の短縮が図られて、より札幌から通学しやすい環境が逆に整備されてしまったということなどから学生の町内居住率低下という、そういった背景があるというふうに考えています。ですから、学生の皆さんに町に居住していただくことは、町人口の増加に寄与することはもちろん町のにぎわい創出、経済の活性化などさまざまな面においてプラスの要素になりますので、積極的に推進していくべき施策と私も考えます。議員と全く同じ考えであります。

議員のご発議のとおり、学生の町内居住率向上のためにはまずアパートの整備、これも必要ですし、また魅力的な飲食、商業店、こういった商業店舗の誘致といったこともあわせて必要であると、これも同感でございます。今年度学生の町内居住促進も含めたさまざまな連携を北海道医療大学と進めていくために、町と大学の間で連絡推進のための協議会を立ち上げました。その中で、この町に大学生をもっと居住させる、教職員も含めてですけれども、学生居住1,000人プロジェクトというのを提案をしております。具体的な協議を始めております。1,000人というのは、830人を1,000人にするのではなくて、プラス1,000人、1,830人だと、こういうことであります。この1,000人ふやすために家賃補助、あるいは奨学金などの支援策をどう考えていくか、また居住学生に対するインセンティブの創出として大学には学生が当別に居住したら単位を出せとか、あるいはアルバイト先の確保とか、いろんなアイデアを今協議を始めたところであります。

こういった中で、居住学生を1,000人増加させるために大きな課題となりますのがまず学生のニーズに合ったアパートの部屋数が不足しているという事実があります。といいますのも現在の町内アパートの入居率は90%を超えておりまして、学生のニーズに合った空

き部屋はほとんどない状況になってきています。したがって、学生寮や学生向けアパートの建設といったことは非常に重要になってきます。それから、民間投資を投入してアパート整備を進める、こういったために学生にとってより快適で魅力的な居住空間となるようリフォームあるいは増改築といったこと、当別アパート組合に対してこれからこういったことを働きかけながらやっていきたいと思っております。それから、企業誘致の一環にもなりますけれども、道内外のディベロッパーに対しても新規アパート建設の誘致を進めてまいりたいと考えております。もう一つ、魅力的な商店街づくりにつきましては、商工会を中心とした取り組みを進めていくとともに、町といたしましても飲食、小売店舗を含む商工業の企業誘致を強力に進めてまいります。

次に、宅地造成工事の完了しております住宅地への移住促進施策に関する質問ですが、町内の2分譲宅地のうち町有分譲宅地ゆとりっち稲穂については、58区画のうち41区画は販売済みで、残り17区画の販売促進に向けて現在チラシの配布だとかホームページでの宣伝活動に取り組んでいるところであります。今後は民間の2分譲宅地も含めて、町が推進しますC R C事業と連携を図り、移住先として選択していただけるよう宣伝活動を推進してまいります。

次に、小売業の年間販売額引き上げに関するご質問ですが、商店街においては町外に流出しています消費を町内に引き戻す必要があります。このような課題解決に向けて、今商工会では経営発達支援計画を、町では当別町創業支援事業計画を策定し、こういった計画に基づいて商工会を主体として、まず1番目に事業者ごとの経営分析や事業計画の策定支援、2つ目に伴走型の小規模事業者支援推進事業、これは国費なのですが、こういったものを活用したセミナーの開催、3つ目に小規模事業者経営発達支援補助金、これも国費なのですが、これを活用した個別事業者への資金的なバックアップ、4つ目に起業、アントレプレナーシップですが、これと第2創業者に向けたノウハウを提供します当別創業塾、こういったものの開催をしております、中小企業を対象とした幅広い支援を今行っておるところであります。また、町内での消費購買向上策、向上するための対策として、商店街が実施しております定期的なイベントの開催や各種セール、それから買い物ポイント制の導入など集客力を高めて、各店への誘導を図る取り組みに対して商工会への補助金を通して積極的な支援を行っているところであります。

それから、企業誘致に関してですが、本年6月に町、商工会、農協を構成員とした企業誘致推進協議会を設立しまして、金融機関とも情報を共有した中で誘致交渉を進めておりまして、現在製造業、小売業、情報通信業の企業と交渉を進めているところであります。本年9月には樺戸町にホームセンターコメリがオープンいたしました。次年度以降になりますけれども、太美地区においてホームセンター、スーパーマーケットが出店する方向で現在引き続き調整を行っているところであります。こういったものが一定の成果に結びついてきているのかなというふうに認識をしております。

以上のような取り組みを進めておりまして、町の総合戦略における商工業活性化プロジ

ェクトで掲げます小売業の年間販売額引き上げについては、目標達成に向けて着実に進んでいるということをご報告をいたします。

次に、福祉環境の点ですけれども、老人保健施設等の待機数についてご質問がありました。現在特別養護老人ホームの待機数は15人となっています。介護老人保健施設は3人、グループホームは1人、したがって合計で待機者という点では19人となっています。参考までですけれども、19人のうち町民は7人という状況であります。ただ、当別の場合は、大都市で一般的に何年も待機しているという状況ではございませんで、およそ3カ月から6カ月で入れる状況であると認識をしております。加えて認知症の進行や家族介護が困難になった方等につきましては、優先的に入所できるという基準のもとで対応をしております。

次に、職員不足ではないかのご指摘ですけれども、施設では確かに人材確保に苦慮しているとは聞いておりますが、現在では必要な人員は確保されておまして、施設運営に支障を来す状況ではないというふうに把握をしております。

あと、在宅サービスの体制と対象人員についてのご質問ですけれども、在宅で利用できるサービスは、主なものとしてホームヘルプサービスなどの訪問系のサービスとデイサービスなどの通所系のサービスがあります。町内には訪問系サービスについて今7カ所、通所系のサービスについては8カ所ありまして、これらの施設全体で156人の職員が従事する体制となっています。このほかにも特殊寝台あるいは車椅子などの福祉用具の貸与だとか、あるいは手すりの取り付け、段差解消のためのスロープ設置などの住宅改修費の支給、こういったメニューもありまして、今町全体で621人がこの在宅サービスを利用しております。

次に、介護施設数と高齢者対応、これについてのご質問ですけれども、現在65歳以上の高齢者は5,300人を超えておまして、2025年には推計では5,800人近くになるとなっています。増加率から換算しますと、要介護認定者が現在約980人ですから、これに計算しますと1,250人の要介護認定者になる計算になりますが、そうすると約270人増加することになります。町としましては、こういった高齢者が住みなれた地域で安定して自分らしい暮らしを続けることができるように利用者の状況や希望に応じた通所、あるいは訪問、あるいは宿泊、こういったものを組み合わせた在宅サービスの充実、在宅サービスということに非常にポイントを置いて医療や介護連携の強化や介護予防の推進、それから多彩な生活支援サービスを切れ目なく提供して、地域住民、ボランティア、社会福祉法人や企業とともに社会全体で支えていく仕組みづくりを構築してまいりたいと考えています。これは、まさに国で進めております地域包括ケアシステムでありまして、これの構築を進めるということでもあります。単に介護入所施設をふやしていくという考えではなく、地域に密着したものであるとして小規模の多機能型の施設、あるいは通称サ高住と言われますが、サービスつきの高齢者住宅、こういったものを民間の力を活用して整備を進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

りません。そんな中で、団塊の世代も高齢化に入っております。急激な高齢化の中で施設が重要であると思います。しかし、特に施設といいましても利用料の関係もございまして、民間よりも公益の施設を求めているのではないかと考えております。それで、再度地域包括ケアシステムについて、その考え方を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの古谷君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） まず、1番目の基盤整備、暗渠、客土、用水路もおっしゃるとおりでございまして、先ほど古谷議員のご質問にもお答えしましたとおり、おっしゃったとおり我々としては万全を期してやっていきたいというのは変わりありません。

ただ、当別農業がもうかる農業ということを申し上げているように、もちろん物ができなければ次のステップがないのですが、2次加工も高め、6次産業化に向けてやっていくことも当別農業全般を押し上げることになります。逆にそれがなければ、また物をつくっても売れなくてはしょうがないので、両面やっていく必要があると思います。基盤整備をだから少なくするというのではなく、しっかりやった上で基幹産業である農業の発展を農業者とともに、あるいは商工者も含めた取り組みに邁進していきたいというふうに思います。

それから、2番目の商店街、道の駅、この辺の関係ですが、これは今協議会を設けまして、道の駅ができる、それと同時に商店街も発展しなければいけないというこの両面をどうやって結びつけていくかということを経済協議会を設けて話し合いを開始したところでありまして、商工会を中心に町と協議を進めていきたいと考えています。

それから、福祉のほうですけれども、公共施設もというお話でございましてけれども、先ほどご説明したように待機している方がたくさんいて、まさに困っているという状況でもなく、一方で札幌にも対象者がおられますので、そういう方に来ていただくことも含めて施設がふえることについてはふえればいいなとは思いますが、今ここに町が大きなお金を投入してやるというよりは、どちらかという国も進めています小規模多機能型、あるいはサ高住といったものにできる限り民間の資金を持ってくる、こういった取り組みに今後は進めていきたいということでもあります。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 以上で古谷君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告2番、鈴木君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。日本共産党の鈴木岩夫でございます。

初めに、国の動向にかかわって質問させていただきます。衆議院でTPP協定が国民の拙速な批准を望まないという半数を超える声を聞かず、自民、公明、維新によって承認されました。現在会期が延長される中、参議院で審議が行われています。アメリカ大統領選挙では両候補ともTPP協定には反対を表明し、当選したトランプ氏は離脱を表明しました。北海道、当別町にとって基幹産業の農業はもちろん関連産業、地域の崩壊を招くTPP協定には、オール北海道、オール当別で反対の意思を表明し、運動してきたところです。引き続きオール当別で反対の意思を貫き、運動すべきと考えるが、町長の考えを伺います。

次に、平成30年から予定されている国民健康保険制度の都道府県化について伺います。道新報道によりますと、道は11月1日、国保の都道府県化に移行した後の市町村ごとの保険料試算額を公表し、保険料が増加するのは93市町村で、このうち増加率30%以上は20市町村に上る。アップ率が最大の幌加内町は、これまで住民サービスの一環として保険料を低く抑え、その分を他の町財政から補填していた。一方、保険料が減少するのは82市町村、減少率が最大の天塩町は年金生活の高齢者が多く、国保財政が不安定で保険料が高くなる傾向にあったということがあります。当別町はどうなるのでしょうか。病気にかかったとき安心して病院にかかれる制度として維持継続されるのでしょうか。多くの町民は関心を寄せています。国民健康保険制度の都道府県化の動きについて現状と内容について伺います。保険者の各種施策への影響や被保険者の負担増などにつながることはないのか伺います。

2番目に、JR問題の対応について伺います。JR学園都市線の縮小は、交通弱者を切り捨て、地域間交流を減少させ、地域の衰退を招くことがこの間の経験を見ても明らかです。この事態に対して以下の4点のように対応すべきと考えるが、町長の考えを伺います。

1、早急に利用者や地域の要望、意向をつかみ、沿線自治体との協議を進め、町としての対応を明確にし、住民への説明を行うこと。

2、JRに対しては、公共交通の責任を果たすよう鉄道事業を抜本的に見直す方針の撤回を申し入れること。

3、道に対しては、国と地方公共団体が地域公共交通の衰退をとめ、維持と改善に責任

を果たすよう申し入れること。国に対しては、北海道の鉄道路線を守る責任を果たすよう申し入れること。

3番目に、水道料金について伺います。私は、昨年12月の定例会で水道料金について2点質問いたしました。昨年度から開始されている企業団の経営計画の見直しに当たり、水道料金の値下げを期待する町民に応えて、構成自治体として供給単価の引き下げを求めるべきではないかと町長の考えを伺ったところ、同感である、可能性について協議したいとありました。そこで、伺います。28年度の企業団の経営計画の見直しの状況、供給単価の引き下げの可能性について伺います。あわせて水道料金値下げの見通しについて伺います。

4番目に、林業の活性化と森林組合への支援について伺います。福島原発事故は、原発に対する国民の認識を大きく変え、原発ゼロの日本は多くの国民の切実な願いになっています。予測不可能な大規模自然災害が多発する事態の中、原発ゼロへ転換し、再生可能エネルギーの大規模な普及開発と低エネルギー社会への移行への探究は待ったなしの課題です。先日私は、道北の下川町へ政務活動調査に行つてまいりました。林業を中心に雇用を創出し、人口減少に歯どめをかけ、人口増に転化していつている姿を学んできました。かつて1万5,000人いた人口が林業の衰退、営林署の撤退、都市への人口流出、鉄道の廃止などの影響で人口減少に歯どめをかけることができず、近年では5分の1の3,000人台まで減少しました。先人が苦勞して築いてきた豊かな森林資源に着眼し、それを生かしたまちづくり、国や道の助成も受け、安心して住み続けられるまちづくり、内発型、循環型の経済活動に心がけ、今では人口減少に歯どめをかけるだけでなく、人口増に転化していつているというのです。

また、私たち議員で組織されている森林議連の研修会では、当別町の実情と課題について学びました。私たちの町も下川町のように先人が苦勞して築いてきた豊かな森林資源があります。そして、その森林資源が50年の年月を経て伐期を迎えています。町有林の管理について、これまでの取り組みについて伺います。

私たちの町も地元の資源を活用しての再生可能エネルギーの大規模な普及開発と低エネルギー社会への移行、雇用を創出して人口減少の歯どめから人口増へと転換させていく、そういったまちづくりをスピード感持って町挙げて取り組むべきと考えます。そのために町として森林活性化の思い切った取り組みをすべきと考えるが、町長の考えを伺います。

また、森林組合や町内企業との共同した取り組みがどうしても必要です。中でも森林組合の果たす役割は大きいと思います。森林組合への支援について、これまでと今後について伺います。

5番目に、貧困対策について伺います。北海道教育委員会は、9月30日、就学援助事業の実施についてと題する通知を各市町村教育長に発しました。通知では、13年8月の生活扶助基準の見直しについても特に影響が及ばないように対策を講ずるよう市町村の適切な判断と実施を求めています。また、就学援助を児童生徒が必要とする時期に速やかに給与すること、年度途中の柔軟な対応も求めています。地方交付税では、要保護児童生徒への

補助対象項目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されています。通知に照らして当別町の現状について伺います。また、拡充する考えがあるかどうかを伺います。

さらに、通知では福祉担当部局などとも連携し、就学援助制度以外にも活用できる可能性のある無料低額診療事業などの各種支援事業制度についてもあわせて知らせるなど、きめ細かな情報提供に配慮してくださいとあります。無料低額診療事業は、経済的理由で医療を受けることが困難な方々に対して、窓口で払う医療費負担を無料、または低額で診療を行うものです。事業内容は医療機関が決めます。当別町でも実施している医療機関があります。対象を就学援助世帯全体に拡大しています。子どもと一緒に家族も医療費を心配しないで受診することができます。就学援助制度の趣旨及び申請手続について周知徹底を図る際にこの事業についても加えて周知徹底を図るべきと考えるが、伺います。また、学校での歯科診療の結果、治療の必要があることを知らせるときに就学援助を活用して治療が受けられることもあわせて伝えると示されていますが、現状について伺います。また、改善する考えがあるかどうかを伺います。

最後に、郷土資料館、伊達記念館等、歴史資料の管理、活用について伺います。先人が津軽海峡を渡り、当別にくわをおろして150年を迎えようとしています。当別の人々の歴史は、水害を初め厳しい自然との闘いであったことがよく語り継がれていると思います。8,000ヘクタールに及ぶ広大な田畑を血と汗と涙で並々ならない苦勞を家族と地域と農協や行政が力を合わせて築いてきたと言われます。一時は2万人を超えた人口ですが、2万人を切り、その後も減少に歯どめがかかりません。役場、農協、商工会を初め、町民一人一人どうにかしようと奮闘しておりますが、なかなか目に見える成果としてあらわれてきていません。しかし、そんなときこそ先人が築いてきたまちづくりの歴史に学び、現在、未来へのまちづくりに生かすことが大切です。先人がそうであったように諦めず、力合わせて町民一丸となった取り組みが必要です。そのためにも歴史資料の保存、管理はもちろん子ども、青年を初め町民が閲覧、学習できる機会、環境を整えることが強く求められます。

そこで、郷土資料館、伊達記念館など歴史資料の管理、活用の現状について、さらには今後の方向性について伺います。特に貴重で珍しいセイウチの化石資料などは、小学校3年生の郷土学習や4年生の地理学習、6年生の歴史の学習等に積極的に活用できるよう現場の意向もよく聞き、取り入れるべきと考えるが、教育長の考えを伺います。また、完成予定の道の駅では、当別町をよく知ってもらおうということで歴史資料を活用したインフォメーションの工夫も必要と考えるが、伺います。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、TPP協定に関してでございますけれども、トランプ次期アメリカ大統領がT

TPPからの脱退を表明しておりまして、先行きが不透明になっております。しかしながら、トランプ氏が主張しております2国間の貿易交渉は、ひょっとするとTPP以上に農業への打撃が大きいという見方もありまして、農業をめぐる情勢は今後一層厳しさを増すものという認識をしております。こうしたことから我が町としては、10年ビジョンで掲げました目標を一刻も早く、あるいは前倒しして実現をし、この難局を乗り越えていくことが必須だというふうに私は考えております。

2つ目の国民健康保険制度についてのご質問ですけれども、国保の都道府県単位化について若干背景を説明させていただきますと、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村とともに国保を運営するもので、3,400億円の公費投入による財政支援の拡充と同時に実施される見込みであります。制度創設以来の大改革と、こう言われるものでありまして、この新しい制度ですけれども、その目的は我が国が世界に誇ります国民皆保険制度を堅持することにあると思っております。現状としましては、平成30年度からの実施に向けて、北海道が保険料算定のための試算を行っております。また、同時に並行して具体的な制度の運用に関する道内の統一的な方針とする北海道国民健康保険運営方針というものを策定しておりまして、来年7月に決定する予定となっております。この運営方針に基づきまして、必要な保険料として北海道が算定した金額を市町村が集めるという形になりますけれども、これまでの市町村単位から都道府県単位での分担ということになりますので、被保険者の負担がふえる可能性はあります。それぞれの医療費水準や所得水準と全道平均との差によって、報道にもありますように、大きな影響が見込まれている市町村もありますけれども、当別町はどちらの水準も平均的なレベルでありまして、それには該当しておりません。

一方、保険者の各種施策の影響としては、現在行っています特定健診等の保健事業、医療費適正化、収納対策などにインセンティブを与えるということも検討されておりまして、具体的にはこれからの議論になりますけれども、例えば当別町の場合は特定健診の受診率が平成26年度の実績ですけれども、全道平均26.1%を大きく上回っておりまして50.8%となっております。非常に高い水準を毎年維持しております。こういったことが評価されて保険料負担の低減につながるという可能性もあります。

いずれにしましても、将来にわたって国保制度を安定的なものにするというためには公助、自助、共助、これをあわせて考えていかなければなりません。私たち一人一人が健康に気を配って、コミュニティーを大切にしてお互いに支え合う、そういった健康なまちづくりこそが持続可能な国民皆保険制度の実現に必要な不可欠なものであるというふうに私は考えております。

次に、JR路線に関するご質問でございますが、先般報道にもありましたとおり、JR北海道から経営維持が困難な路線についての説明を受けまして、当別町を通過しております札沼線の北海道医療大学駅以北の路線が維持困難路線として該当していることを伺ったところであります。JR北海道としては、今後町に対して路線の廃止を含めた協議を進め

ていきたい意向を示してきております。意向であります。本路線のあり方につきましては、鈴木議員ご指摘のとおり、路線がつながっております自治体、月形町、浦臼町、新十津川、こういった町の意向も十二分に踏まえながら、連携を密にして対応していかなければならないと考えております。現時点では、ＪＲ北海道より路線のあり方についての具体的な案の提示はありません。また、沿線の３町との協議も月形町と情報交換を行い始めたところでありますので、現時点では住民の皆様へ十分説明できる具体的なものを持ち合わせていないのが実態でございます。まず、沿線住民の皆様からの意向を伺うように対応してまいりたいと。

ＪＲ北海道に対する申し入れについてですけれども、不採算部門だけを切ることで鉄道事業の回復は難しいのではないかとということをお個人としては考えておまして、そのことはいろんな首長の会とか集まりの中で都度申しておりますし、ＪＲ北海道に対してもこのことはしっかり申し上げております。国や道に対する申し入れについてですけれども、北海道の鉄道のビジョン、あり方について考える場をしっかりと設けていただくことが私も必要だと考えておまして、こういったことの国や道への申し入れについても沿線自治体と連携をとりながら、これから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

水道料金の値下げの見直しについてでございます。まず、水道企業団の経営計画の見直しの状況、それから供給単価の引き下げの可能性についてということで議員からご質問がありましたけれども、実は石狩西部広域水道企業団、水を供給してくれている団体ですけれども、ここの収支計画の見直しを４年ごとに行うこととされておまして、今年度が見直しの年度となっております。水道水の供給が開始されました平成25年度からこれまでの実績を踏まえて、大きな要因として薬品費や動力費等が当初の見込みよりも少なく済んだということから、こういった収支の好転分を供給料金に反映させることができないかということをおずっと検討を重ねてきてもらっていました。その結果、１立方メートル当たり３円程度引き下がるのが可能となっております、新年度から供給単価を下げるための条例改正案を来年２月の企業団議会に上程する予定との説明があったと聞いております。

また、当別町におきます今度は水道料金値下げの見直しです。今のは企業団から我々が受ける料金でございます。企業団から受ける供給単価が今申し上げた３円程度引き下げられる予定なのですが、そもそも当別の水道事業というものは独立採算というものが建前となっております、本来皆様からいただいた水道料金で水道事業を運営していくということが基本になっているわけですが、この独立採算というものをベースとした水道料金は１立方メートル当たり423円なのですが、現在実は皆様からいただいている水道料金は258円なのです、１立方メートル当たり。ですから、１立方メートル当たり165円不足している状況でございます。この不足分165円については、一般会計から年間の総額２億3,800万円の繰り入れを行って、当別の水道事業を運営しているというのが実情であります。こういった状況から、今回企業団の供給単価が３円下がったとして水道料金を引き下げる状況にはないというのが実態であります。

当別町の水道料金は高いですから、下げられるものであれば下げたいのですけれども、そういう点では議員のおっしゃることに同感と前回もお答えを申し上げましたけれども、財政をにらみ、実態をにらんでみると、現状では料金の値下げができる状況ではないということがわかった次第であります。

次に、林業の活性化と森林組合の支援についてでありますけれども、まず町有林管理の取り組みにつきましては、当別町の森林面積は約2万6,000ヘクタールでありまして、そのうち町有林は2,323ヘクタール、約9%を占めております。この2,323ヘクタールのうち945ヘクタール、約4割は国立研究開発法人森林総合研究所との契約に基づき間伐等の整備を進めております。残る1,380ヘクタールは、町の直営林として平成25年度から10年間の計画を策定して整備を進めているところであります。

次に、森林活性化の取り組みにつきましては、町の直営林の整備は現在既存の林道を活用して行っておりますけれども、幅員が狭くて大型重機やトレーラーが入れる場所が限られておりますので、作業できる面積は直営林1,380ヘクタールのうち、たったの100ヘクタール程度となっております。それ以上は手がつけられない状況でございます。議員ご指摘のとおり、町では再生可能エネルギーの活用を重点施策として、中でも木質バイオマスを核と位置づけているところでございますので、現状のままでは原料の供給にも支障を来して、さらには森林の荒廃も懸念されることから、新たな林道整備など積極的な取り組みが必要であると考えております。

森林組合の支援ということにつきましては、町内民有林の保護、それから活用に向けて森林組合の役割は大変重要でありますから、国や道の補助事業等を活用して、町費も上乘せして事業量の確保に取り組んできておりますけれども、今組合の経営状況が万全ではないことから、平成27年度から副町長を理事として経営に参画をしておりますけれども、今後ともまず経営改善を支援していきたいというふうに思っております。

以上、鈴木議員の一般質問に対する私の答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

就学援助制度の拡充についてのご質問であります。まず最初に生活保護基準の見直しについてお答えいたします。平成26年6月の第3回当別町議会定例会で一般質問でお答えしておりますが、当別町における就学援助の算定基準につきましては、平成25年8月の生活保護基準見直し前の基準により認定しているため、見直しの影響はありません。

次に、児童生徒が必要とする時期に速やかに給与すること及び年度途中の柔軟な対応についてであります。この制度の支給対象の認定に当たりましては、申請世帯の前年の所得に基づいて審査をしております。教育委員会といたしましては、申請書の審査を迅速に行うなど速やかに支給できるよう努めているところであります。また、年度途中の支給につきましても申請に基づき迅速に対応しております。

次に、対象項目の拡充についてであります。生徒会費、PTA会費、クラブ活動費の

必要性は十分認識しております。これまで継続的に予算要求をしておりますが、今後も実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、無料低額診療制度の周知についてのご質問であります。議員からご指摘のありました平成28年9月30日付北海道教育委員会通知の就学援助制度以外にも活用できる可能性のある制度のきめ細やかな情報提供という趣旨を踏まえ、この無料低額診療制度についても保護者への周知に努めてまいります。

最後に、就学援助を活用しての歯科治療の周知につきましては、昨年12月の第7回当別町議会定例会での一般質問でお答えいたしましたとおり、現在はホームページへの掲載、全児童生徒へのチラシ配布によって行っております。それに加えまして、次年度以降学校で発出します歯科健診結果通知文書の中に就学援助を活用して治療が受けられることを明記するよう改善してまいりたいと、このように思っております。

次に、郷土を見詰める教育についてのご質問です。まず、郷土を見詰める教育についての考え方ですが、議員同様教育委員会といたしましても歴史的に貴重な資料を活用しながら当別町の歴史に触れ、開拓のくわをおろした先人たちの思いを学ぶことはとても大切なことであり、子どもたちの郷土を愛する心を養っていくのに必要なことだと捉えております。

ご質問にお答えします。まず、歴史資料の管理状況ですが、伊達記念館と旧開拓郷土館に保管しておりまして、伊達記念館につきましては5月から10月までの6カ月間開館し、資料の一般公開をしております。旧開拓郷土館は、老朽化のために平成19年度をもって廃止となっております。

次に、歴史資料の活用につきましては、旧開拓郷土館に所蔵された資料のうち、一部を当別小学校と西当別小学校に貸し出しをして両校で活用をしております。伊達記念館につきましては、当別小学校、西当別小学校ともに4年生の郷土学習で活用をしているところです。今後も内容の充実を図りながら、このような活用を進めていくほか、今検討しております当別未来学においても取り上げていく予定でおります。

次に、セイウチの化石の活用についてのご質問ですが、正式名、トウベツアカマツセイウチの化石は、現在北海道大学総合博物館に展示されております。当別町で発見された学術的に大変貴重な化石であることから、教育委員会といたしましては、学校と調整する必要があると思いますが、子どもたちが北海道大学総合博物館を訪問して直接本物を見学する機会を設けるなど活用してまいりたいと考えております。

道の駅での歴史資料の活用につきましては、担当部局の方針に沿った中で今後検討してまいるといってございます。

以上、鈴木議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君、再質問を認めます。

○3番（鈴木岩夫君） ご答弁ありがとうございます。

まず、TPPについてですけれども、町長答弁したように可能性としてはアメリカが離

脱して、なかなかこれは進むのは難しいだろうというふうに私どもも考えております。しかし、その後2カ国ということにより厳しい状況があるかもわからないというふうに我々も認識しております。そこで、オール北海道とオール当別でやってきたということの中身について、そしてなぜアメリカで両候補ともTPPを反対と、国民の声、心がどういふものだったのかということをしかり押さえていく必要があるだろうと。結局アメリカも大統領候補が2人とも反対という中には、TPPをもしやればアメリカの産業がなかなか思うようにいかないと、また労働者の賃金も上がらないと、雇用を守れないというような声が大きくて、そういう状況に大統領が言わざるを得ないということがあったのではないかと思うのです。オール北海道、オール当別にしても、これは基幹産業が大変な影響を受けると。基幹産業だけでなく関連産業や地域の崩壊を招くということで、皆さんオール北海道、オール当別でやってきたということがあるのではないかなと思います。そういう反対の裏側にある声、そういったものをいま一度皆さんで共有して行って、そして町長おっしゃるように10年ビジョン前倒し、本当に難局あるだろうということで、それこそオール当別で難局を乗り越えていくということが大事だろうと思います。そういう意味では、ここについては本当にそういう反対運動の裏にあったものは何なのかということ共有して、引き続きオール当別でやっていくと。そして、今後も議論を町長と重ねていきたいなというふうに考えています。その辺を伺いたいなというふうに思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今鈴木議員からお話がありましたアメリカのトランプさんもクリントンさんも反対しているその裏側には何があるのかというのは、さまざまな意見があると思いますけれども、私は世界がグローバリゼーションに向かって何事も進めていく、そのグローバリゼーションのあり方への反動かなと。これは、トランプの問題だけではなく、イギリスがEUから離脱した、これもその一つかなというふうに思います。要は世界全体は一つだから、みんなで一緒にやろうというところに進んでいった結果、一部の人は潤えて、多くの人を取り残されてしまったというこの環境の中での一つの動きかなというふうに捉えております。そういう点でTPPは若干それに似た、言うなれば地域でやっていくというそれに対する反発が出たのかなと思います。

ただ、一番の問題は、では2国間でやると、TPPではなく2国間でやったほうが日本が有利なのかどうかということを考えますと、そこがなかなか難しいところだと思います。そういう点で、今日本政府はTPPをまず批准してしまおうということで、きょう今ごろ参議院でやっているのしょうから、そういう状況だと思います。私は、そのことについてももちろんこれからそういった背景をしかり認識した上で、皆さんと議論していくことはぜひやっていきたいと思いますが、一番私の関心事は当別の農業をしかり成長させていくというところにありますので、今世界のそういった動きの中でここにその照準を当てて反対だ、反対だ、反対だということよりは、こういった背景を踏まえて当別農業をどうやって伸ばしていくかということにぜひ皆さんと議論を進めたいと、こういうふうに思っ

ております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 引き続きこの問題については議論していきたいというふうに思っています。

国保の都道府県化の問題について次に伺いますけれども、道新報道、立て続けにこの2日間あります。それで、1つは、保険者の問題でいえば石狩市の市議会でも市長が議員の質問にこれまでも一般会計から繰り入れていたことも続けますよということでおとといありました。それで、きのうは、町長からも言われましたけれども、3,400億円投入、これをどうも政府が減額するというのできのう報道されたわけです。それで、結局きのうの報道だと町民に説明したと。しかし、説明した途端に減額されるということで、この後町民にどうやって説明すればいいのだということで嘆きがきのう報道されていましたし、きちっと投入してほしいということがありました。

それで、道の運営方針が来年の7月に決定されるというようなことで、それで当別としては平均的なものというようなことでありましたが、3,400億投入とありましたけれども、これが今そうでないという報道もされて、ここについて先ほどなかったのですけれども、これはぜひ北海道というか、市町村まとまってちゃんと投入してくれということをしつかり要求していくべきでないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） おっしゃるとおり、約束したものをすぐ撤回されたのでは困りますので、3,400億円が減額されるというようなものに関しては、それこそ市町村が一体となって、政府に要求していくということはやっていきたいと思えます。私が音頭をとってそこまでできるかどうかはあれですけれども、市町村会とかを通じて、これはしっかりきっちり投入をしてもらえるようにしていきたいと思えます。要は皆保険によって、まちによって相当大きなばらつきがありますけれども、うちの町はできれば先ほど申し上げたようにいろんなインセンティブを駆使して、少しでも町民の負担が減るようにしていきたいというのはまさにおっしゃるとおりでございますので、努めたいと思えます。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） いろいろ仕事を職員の方々も一生懸命して、どうなるのかということで、できるだけ町民の負担が軽くなるようにということで頑張っているわけですが、そののっけからこんな状況が出てくるというようなことで、本当に困ったものだなと思うわけですが、今町長の答弁がありましたように、ぜひ国に対して要望していただきたいなというふうに思えます。

それで、当別は特定健診一つとっても保健師の方や町職員の方々、そして住民もそういった取り組みに理解して、50.8%というようなことで、健康づくりというようなことで頑張っているなと思えます。ここも引き続き進めていくということが大事だなというふうに

思います。

ただ、持続可能ということがよく言われるわけですがけれども、その中で公助、自助、共助というようなことで町長おっしゃったわけですがけれども、ここについてはちょっと議論が僕は必要だなというふうに考えています。きょうはやるつもりありませんが、持続可能は当たり前でありまして、しかし私としては公助というところが一体どうなっていくのだというところで、非常に住民の方々不安が増してきておりますので、その辺について引き続き議論していきたいなというふうに思っています。

J R問題に移りたいと思いますが、ぜひ頑張って交通弱者、これを守るといことや地域間交流、これを増幅させていくといことや地域が生き生きとしたそういった状況にしていくということで、他の自治体とも力を合わせてやっていくということが大事なかなと思います。それで、現時点では、当別町としての対応ということ町民に対して説明できないということでありましたが、きっと来年になると思うのですが、いつごろになるかなということをお聞きしたいなと思います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほど申し上げましたように、近隣自治体との話、そしてもう一つ、私どもの町を考えますと中小屋、金沢、あちらのほうにお住まいの方、両面ございます。近隣自治体との話は今始めたばかりでございますが、金沢、中小屋地区の方々との住民のあれもまだ開始しておりませんので、まずそれを来年に入ったらすぐに開始していきたいと。その上で、近隣沿線地域とのいろんな話し合いの中で、皆さんにより詳しくご説明できる時期がいつごろかというのはちょっとまだめどが立ちませんが、お話しできる時期が来たらという感じでご了承をいただきたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 先日議会でも説明をしていただきました。ぜひ利用者、そして関係者等々の意見も聞きながら頑張ってやっていただきたいなと。我々も頑張りたいなというふうに思います。

次に移ります。水道料金について伺います。供給単価は引き下がる可能性があるというふうなことでお聞きしました。ぜひ来年2月に行われる企業団の議会で、供給単価が下がるということで決していただくようによろしくお願ひしたいなと思います。

そして、私たちの水道料金の見通しは、なかなか明るい答えではなかったわけですが

ども、確かに難しい問題がいろいろあると思います。そこをどうにか町も議会も町民も知恵を出し合って、できるだけ町民のためにこれだけ頑張りますよというようなことを発せられるような、そういう知恵を出してやっていく必要があるかなと思います。引き続きこれについても議論をしていきたいなと思っています。

4番目の林業の活性化についてお伺いいたしました。それで、林道の整備というようなことで、これが本当に課題なのだというようなことでありました。かつては町有林、戦後すぐから10年間ぐらい特別会計組んで、そこから町の会計に繰り出していたというようなことも100年史を見て、また関係の方々からお話を聞いてわかりました。本当に豊かな森林資源というようなことで、そして50年たって伐期だということで、林道の整備ということで、これはやらなければならないという課題はわかったわけですが、進んでいくというように見通しということでお伺いしたいなというふうに思うのですが。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 重点施策の中に再生可能エネルギー、その再生可能エネルギーの核として木質バイオマスというのがあるわけですし、今おっしゃったことをやらなければそこに進みませんので、一日も早くやりたいというのはやまやまなのですが、やはり経済性とどうしてもバランスがありますので、むやみにばばぱつとやって、今のように石油の安い時代になかなかコスト的にそれが太刀打ちできないとなると、逆に今度は町民への負担ということになりますので、そこは全体のバランスを見ながら、またそこそ原子力発電の問題も全国的な流れも十分にウオッチしながら進めていかなければいけないと思っております。町有林、民有林、そしていずれ本当の再生可能エネルギーをやっていこうとすれば道有林、国有林にまで我々は踏み込んでいかないと、エネルギーという意味では恐らく進んでいかないものでございますので、そういったことも含めて総合的に今計画を練りつつあります。まだ今の時点でいつからできるよというところまでいきませんし、また一気にどんというわけにはなかなかいかないので、これからある意味では百年の計を立てていかなければいけないような問題だと思いますので、一つ一つできるところからやっていくということを進めたいというふうに思っております。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） この問題についても本当に大きな問題ですから、引き続き議論をしていきたいなというふうに思っています。

次に、貧困対策について教育長に伺います。それで、答弁聞きまして、なかなか厳しい答弁だなというふうに率直に受けとめたわけです。それで、きょうの道新の卓上四季でもタイガーマスクのことが書かれておりました。実名も公表されたみたいで、それでインタビューの放送も見ましたけれども、きょうの卓上四季では本当に国の貧困対策が乏しいという中で、いても立ってもいられなく個人がこうやってやっているということで書いてありましたけれども、子どもたち入学前にしてランドセルも用意しなければならない、また服も新調しなければならないというようなことで、保護者の方は本当に1年も2年も前か

いろいろな苦しんでいるとか、悩むとか、いうことがあるかなと思います。そういう意味では、前年度の所得というようなことで、それはもうそういうことではわかりませんが、もし役場の中で工夫ができてやれるということであれば年度途中の柔軟な対応ということもぜひ検討していただいて、そして子どもが、新しい1年生がびかびかのランドセルしょって、学校行くぞというような、行けるぞというようなにこやかな形で入学できるような状況を本当に町民挙げてつくるのが大事なかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思いますし、僕も中学、高校とスポーツやってきましたけれども、クラブ活動費だけでなく、練習終わるとおなかすくのです。家に帰る前に学校前の商店に寄ってパン買って、パンかじって、家帰ってからまたご飯をいただくというようなことで、本当にスポーツやればおなかすくし、体がどンドンできていくわけですから、思いっきり子どもたちにスポーツやらせたいという親の思いを助けていくと、支えていくということで、ぜひクラブ活動費や生徒会費、PTA会費、他市町村と比較というのは余り好きではないので、言いたくないのですけれども、ここを当別町も頑張っていますよと、応援していますよというようなことで地域住民にぜひ発して行ってほしいなというふうに思いますが、その辺教育長どうでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 私も鈴木議員と同意見でございます。

支給時期のことについてはですが、前年度収入という基準がありますので、それに沿っていけば今のような形になるということなのですが、道のほうでも仮認定というようなことも言っておりますので、当別町でそれが可能かどうかしっかり関係部署と話を詰めて、必要なときにいただけるのがそれはもう当然のことですので、そういった道がちょっと見えましたので、進めていきたいなと思いますし、保護者の経済力によって子どもたちの活動が制約されるというようなことは本当に悲しいことでもありますし、子どもの成長のためにはあってはならないので、支援できるところはできるだけ支援をしていながら、子どもたちの成長を見守っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 町の厳しい懐事情もわかりますし、しかしそういう中で本当に未来につないでいくということでは子どもたち、青年について大人が少し我慢してもというようなことがありますので、引き続きこれについては議論をしていきたいなというふうに思っています。

それで、改善点については改善していくというようなことでありましたので、現場の声もあると思いますけれども、ぜひ現場の声も聞きながら改善していただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、歴史資料の管理、活用ですが、いま一度みんなで考えていくとか、大きなことかなと僕は思うのです。それで、先日ある機会に本当に感動

する話を聞きました。今政府は、主要農作物種子法を廃止して、民間活力を最大限に活用した開発供給体制にするというのです。それに対して私たちは、農業試験場などが種子開発今まで頑張ってやってきたわけですが、これをぜひ続けるべきだということで話をして、そしてその際かつて北海道は米はもちろん畑作物もろくにとれない土地だったと。それを米をつくりたいという果てない夢を追い続ける。だけれども、つくっても冷害の連続でとれないという、そういう歴史だったわけです。しかし、品種改良のおかげで、今では新潟のコシヒカリに負けないゆめぴりかという米ができた。日本一の米をつくれるようになった。これは、農業試験場や北海道庁の業績ではないですか。自信を持って種子開発を維持するように全力を挙げてほしいというふうに道庁、農業試験場を励ました話聞いたのです。僕が言いたいのは、先人のロマンとか不屈性とか、そういったことをこの本当に貴重な歴史資料、これを活用していくということが大事でないのかなというふうに思ってこの質問をしたわけです。

さらには、セイウチの化石ですが、これは当別には手を伸ばせば触れることができる自然が残っているのです。教室飛び出して、自然から学ぶ、発見や驚き、疑問、これをかき立てる材料が満ちあふれているわけです。そういう意味でもこれを活用しようではないかということをお願いしたかったのです。教育長、ぜひ力入れて、一緒に町民と挙げてやっていこうではないかという呼びかけであります。引き続き議論していきたいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で鈴木君の質問を打ち切らせていただきます。

休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

通告3番、佐藤君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

佐藤君。

○1番（佐藤立君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めます。

きょうは、公共施設の更新について、それから道の駅の指定管理について、この2点についてお尋ねをいたします。なぜこの2点についてお尋ねをするのか。その背景にあるものは、当別町のこれからの150年というものであります。少々先の話ですが、あと3年ほど、平成32年、当別町は開基150年を迎えます。この開拓から150年という節目は、

次の150年につながるまちづくりを加速する絶好の機会です。10年前、開基140周年のときには、先人の偉業をたたえ、未来に向けたまちづくりへの決意を新たにするために、姉妹都市パレードや当別町140周年記念式典などが開催されたと伺っています。この10年間で町の財政再建は着実に進みました。平成22年度末で151億円あった町債残高は、今年度末には109億円にまで減少できる見込みです。これは、28%の削減に当たります。残念ながら人口はおよそ10%減少してしまいましたが、これまでの町民、町職員の財政再建に向けた努力により、次の世代に向けた投資ができる環境が整いつつあります。先日公表された公共施設総合管理計画に明記されたとおり、当別中学校などの学校教育施設、また役場庁舎など市の基盤となる公共施設の建てかえがこれから必要となります。平成32年に開基150周年を迎える当別町にとって、これからの150年のための投資です。これからの150年のためのまちづくりをするときがやってきたのです。

私が申し上げるまでもなく、当別町開拓の歴史をひもとけば、この町は人々の強い意思で開かれた町であることがわかります。多くの困難の中、その場しのぎを安住をすることなく、未来を見てこの地にたどり着きました。そして、開拓初期には早くも子弟の教育機関、鮎田塾を設けました。次の世代を常に念頭に置いて、常に前向きに、現状に甘んずることなく、みずからの未来はみずからの意思とみずからの手で切り開く、この町はそんな強い意思に支えられて開かれてきました。

今、日本全体の人口が減っています。その中で、自治体間で人口の奪い合いをしても意味がないという意見があります。また、人口が減って何が悪いのかという意見もあります。私は、そのようには考えていません。むしろ今問わなければいけないことは、自分たちが住んでいる町、自分の家族、子どもや孫が住むこの町が人が出ていく人口流出がとまらない町でよいのですかということです。当別という町にはそれだけの価値しかないのでしょうか。私は、そうは思いません。交通の便、自然環境、豊富な食、大札幌圏の一角、そして脈々と息づく地域のつながり、この町には2万人が住んでも3万人が住んでもおかしくないそれだけの価値があると考えています。

1998年、札幌大橋の開通により太美地区を中心に人口が急増しました。町の形は大きく変わりました。このとき橋の開通という環境の変化に応じてインフラ整備を進め、町の人口は2万人を超えるまでになりました。残念ながら転入の波は長続きはせず、結果としてインフラ投資が町の財政悪化につながってしまったことは大変残念なことです。ただ、これは挑戦の結果であり、環境の変化に応じようとする事それ自体に非難をされるいわれはありません。そして、今当別町は、自分たちの意思で、自分たちの手で当別の未来を変えていける、町の形をつくることのできる、そのチャンスが訪れようとしています。それが公共施設の建てかえです。学校や役場、図書館、そして町営住宅といった公共施設の建てかえは、時に箱物行政と言われます。箱物といえばもちろん箱物です。では、箱物行政とは一体何か。その最大の問題は、施設を建てることだけを考えているという点にあります。当別という地域の共同体の中で、どのような機能が必要なのか。箱物を拠点としてど

のような生活スタイルを描くのか。生活、教育、医療、福祉、こういった町民の暮らしをどうやって支えていくのか。そこに価値観があり、思想があり、施設が地域の共同体の中でどのような役割を果たすのかが明確になっていれば、それはもはや非難されるべき箱物行政ではありません。それこそまちづくりそのものです。

これから当別町のあり方を考えるときに、私は人口減少にいかに対応するのか、そういったことばかりを考えるのはそろそろおしまいにはどうかと思います。人口減少にどう対応するのかではなく、当別の価値を高めて、より暮らしやすい町にするには何ができるのか、それを考えるのが一番大切なことです。公共施設についても技術革新や生活様式の変化、町民の考え方の変化に応じて求められる機能は変わってきます。それに応じて公共施設の適正化をどのように考えるのか。どのような町をつくっていくのか。それを考えるのが本来必要な姿であります。

これからの当別町をどうつくるのか、それを考える上で重要な調査事業が今3つ動いています。地方創生加速化交付金を活用した太美地区の生涯活躍のまちづくり基本構想の策定、また北海道知事公約に基づいた誰もが安心して心豊かに住み続けられるまちづくりを目指す北の住まいるタウン構想、また町営住宅の長寿命化計画に基づいたPFI等民間資金を用いた末広町団地の建てかえを目指した検討、またこれとは別に町がまとめた公共施設の総合管理計画があります。そこで、これらの調査事業に関して、まず3点お尋ねをいたします。

当別町がモデル市町村となっている北の住まいるタウンにおいて年度内に取りまとめられる計画は、当別町において来年度以降どのような意味を持つのでしょうか。

次に、北の住まいるタウンで検討されているコンパクトなまちづくりの取り組み、低炭素化、資源循環の取り組み、生活を支える取り組みは、幅広い分野にまたがりませんが、検討の中心となる地域協議会の構成や運営体制はそれに対応可能なものとなっているのでしょうか。

3つ目に、公共施設等総合管理計画において当別中学校等の学校施設と役場庁舎が更新を積極的に検討しなければならない施設と明記されています。北の住まいるタウンにおいては、この点はどのように反映されるのでしょうか。

先ほども指摘したとおり、公共施設の更新は単に施設を建てるということだけではなく、まちづくりそのものです。その中で行政の果たす役割は大きいのですが、同時に町民や町内企業、教育関係者など幅広い関係者に人ごとではなく自分事として参画していただければ、より実り多い成果を得ることができます。町民参加の枠組みとしては、公募によるもの、推薦によるもの、またパブリックコメントなどいろいろな方法があります。いずれも一長一短のところはありますが、昨今注目されている手法に無作為抽出による方式があります。これは、構想日本による事業仕分けの市民判定人募集の方法として使われているものです。簡単にご説明をしますと、住民基本台帳から無作為に抽出した市民、町民の方に参加の案内をいたします。海外でも行われている方式でして、おおむね5%程度、国内でも

5%から8%程度の方が参加をされるそうです。昨年の11月からは内閣府のモデル事業として、この構想日本の協力のもと浜松市で無作為抽出方式を用いた浜松市住民防災協議会も開催されています。そこで、1点お尋ねをいたします。今後の当別町の公共施設更新においてまちづくりを人任せにせず、自分事として取り組むために町民の理解と協力が欠かせません。そこで、より客観的かつ冷静な意見を集約できる無作為抽出方式による町民参加の枠組みの必要性をどのようにお考えでしょうか。

最後に、これからの150年のまちづくりに重要な役割を果たす道の駅について2点お尋ねをいたします。道の駅の管理運営主体とされている地域商社t o b e、これはまだ設立準備中ですが、これは道の駅の管理運営を行うとともにレストランなどの収益事業も行うことが予定されています。指定管理料の算定に当たっては、収益事業の収支はどのように影響するのでしょうか。また、指定管理料はどのような場合に変更されることが想定されているのでしょうか。

以上、当別町のこれからの150年を念頭に置いて合わせて6点の質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（島田裕司君） 佐藤君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、当別町の今置かれた立場、歴史も多少含めて佐藤議員からご説明いただきました。おっしゃるとおり、今我々が新しい流れに向かって進む第一歩を踏み出したというところだというふうに私は認識をしております。

まず初めに、北の住まいるタウンが来年度以降どのような意味を持つのかというご質問ですけれども、この北の住まいるタウンは地域が抱える課題や解決に向けた取り組みの方向性、それから具体的な取り組み方法などを計画にまとめたまちづくりのビジョンであります。特に取り組むべき重点施策として3つの柱を掲げております。1つ目は、コンパクトなまちづくりへの取り組み、2つ目が低炭素化、資源循環の取り組み、3つ目は生活を支える取り組み、これを中心に取り組みを推進することになっております。この町の北の住まいるタウン計画を策定することにより、来年度以降は当別町が持つ地域資源と優位性を最大限に生かした魅力的なまちづくりがスタートできると確信しております。今議員からおっしゃった方向性を追いかけていくその一つの手法として、この北の住まいるタウンが位置していると思います。

次に、地域協議会の構成や運営体制は、幅広い分野に対応可能なのかというご質問でございますけれども、地域協議会の委員につきましては、国の都市計画関係職員を初めとして、大学、商業、農業、交通、福祉、金融機関等々幅広い分野から選任して委嘱しております。これに加えまして、実は北海道が有識者会議を設置しておりまして、モデル市町村に対して助言を行うシステムが整っておりますので、それらのメンバーを見ますと十分対応可能な運営体制であるというふうに判断をしております。

次に、公共施設等の総合管理計画における公共施設の更新、これが北の住まいるタウンにどのように反映されているのかというご質問もありました。これは、先ほどこちよっと申し上げましたとおり、北の住まいるタウン計画はコンパクトなまちづくりの取り組みが重要なエッセンスの一つですので、当然のことですけれども、当別町の公共施設更新についてもコンパクトなまちづくり計画の中に反映して、活用してまいりたいというふうに考えています。

もう一つ、当別町の公共施設更新について、町民参加の枠組みの必要性についてでありますけれども、町民参加の枠組みというのは当然必要だと思います。ただ、議員ご発議の無作為抽出方式の必要性については、現時点では私は考えておりません。今後具体的な事業が進む段階で、そこにいかに多くの町民の声を反映できるかということが重要だというふうに考えております。

次に、道の駅の指定管理についてでありますけれども、まず初めに指定管理料の算定に伴う収益事業の収支の影響についてでありますけれども、道の駅は公共施設の中でも一般的なのとはちょっと違ひまして、収益部門と公共的部門、いわゆる非収益部門が混在しますので、これらの内容に対応した算定を行うことが必要と考えております。具体的に申し上げますと、まず非収益部門の費用は、町が将来にわたり負担すべき費用と考えております。それに対して収益部門は、収支状況を踏まえた算定方式として、収益部門の収支変動に応じて管理料が変動する仕組みが適切ではないかと考えております。今後はこういったことをベースに、適切な管理料の算定に向けて今作業を進めているところであります。

それから、この指定管理料は変更あるのかということでございますけれども、指定管理者制度というのは指定管理者の自主的な運営をいかに行いやすくして、施設の効果的活用を目的としているということでもありますので、指定管理期間中はある一定の期間は決めたことはよほどのことがない限り原則変更しないことが適切だろうというふうに判断しております。

以上、佐藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ご答弁ありがとうございます。それでは、順番に何点か再質問をさせていただきますと思います。

まず、公共施設の更新に関して、1点目、北の住まいるタウン構想の位置づけの部分ですけれども、今町長のほうからこの構想に基づいて来年度以降魅力的なまちづくりのスタートができると考えているというご答弁いただきました。念のための確認ですが、この北の住まいるタウンの中でつくられた計画に基づいて、これが割と基本構想のような、基本計画のようなものとなって来年度以降事業が進んでいくというふうに考えて間違いはないでしょうか。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほど議員からもお話がありましたように、この北の住まいるタ

ウンだけということではなくて、C C R C構想もありますし、国交省のP P P、P F Iの協議会もありますし、こういったものが連動して町の方というものは決まってくと。お互いにこれが絡み合っていくというふうに考えております。ですけれども、この北の住まいるタウンというのは、北海道の中でも一つのモデルタウンをつくろうということでの道の気合いも入っておりますので、この中には今申し上げたことも全部含めて、包含されて今後議論が進んでいくだろうと。そういう意味では、一つの基本になるものだというふうに理解しております。

○副議長（島田裕司君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。

それでは、それを踏まえて次の点、地域協議会の運営体制のところというのに進んでいきたいと思っております。この部分についても今非常に幅広い方が参加をされていて、また道の有識者会議のサポートもあるということで、十分に対応可能だというふうなご説明をいただきました。実は、1点私が懸念をしていますのは、当別町からこの北の住まいるタウンの構想に当たって恐らく道のほうに出した資料の中で、地域課題としても小中学校の集約のお話というのは出ておりますし、小中一貫教育の推進も検討しているというのが全部で6点ほど挙げられている地域課題の中で言及がされております。また、私の最初の質問の中でも申し上げたとおり、公共施設の更新の中では特に今役場と並んで学校教育施設の更新というのが非常に大きな話になっていると。これは、当別町のコンパクトシティーを考える上でも学校教育施設がどういう位置づけを持つのか、地域の中でどういう位置づけを持つのかというのを正面から取り上げる必要がある非常に大きな課題だと思っております。ただ、残念ながら今の地域協議会の中ですと、学校教育、義務教育に関する方、それ以外にもP T A関係の方、例えば育成会関係の方、そういった教育、子育てに関する方というのが入っていないように私は聞いております。この点が少し懸念をしているところなのですけれども、今後この協議会の運営に当たって、既に動き始めているので、構成員を変えるのはなかなか難しいところかもしれないのですけれども、学校教育関係者、P T A等の子育て世帯の関係者、こういった方が議論に参画できる体制というのをとる予定はありますでしょうか。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今この住まいるタウンの基本構想づくりの検討会の協議会にはおっしゃるとおりでありますけれども、これは一つの基本をつくって、具体的に進めるところになると、ではそれをどう進めるかということになると当然その関係者をそれに都度入れていくこととなりますので、全体の基本構想の中で漏れてしまうと困るのですけれども、漏れていない、しっかりそこは入り込んでいますので、そこに教育関係者がどうしてもいなければならないということではない。都度事業ごとに体制を組んでいくというふうに考えています。

○副議長（島田裕司君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。

もちろん基本構想的なところですので、本当に具体的な話はこれからしっかりと組んでいかないといけないところだと思います。ただ、その中でも今町長もおっしゃったとおり、教育、特に学校施設をどういうふうに置いていくかといったところというのは、まちづくりの根幹、子どもの教育の視点もありますし、地域のコミュニティーをどうつくっていくかとか、そういった視点でも非常に大事なところですので、ぜひこの北の住まいるタウンの検討の中でもその部分については漏れることなく慎重に議論をしていただきたいと思えますし、可能であれば事務局には当別町も入っているというふうに伺っておりますので、事務局体制の中でもしっかりとその部分サポートをしていただければと思います。その点についてお考えを改めてお願いいたします。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） わかりました。計画の中にも入っていますとおり、これは町の将来を担う大きな案件でございますので、これが漏れることもないし、事務局はここになっていきますけれども、必要に応じて、例えば説明を求められたというようなときには当然その関係の部局が出てまいりますので、今おっしゃったことは心にしっかり置いて進めたいと思えます。

○副議長（島田裕司君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。

それから、公共施設の中で3点目で申し上げた町民参加の枠組み、ここについてはいろいろなやり方もあると思えますし、今後具体的なものが動き始めた時点で必要性をご検討いただけるということですので、その点についてはまた今後必要なときに検討をしていただければというふうに考えております。この点については答弁は結構ですので、先に道の駅の指定管理のほうに進んでまいりたいと思えます。

先ほどのご答弁の中で、道の駅は通常の公共施設とは異なって、収益部分と非収益といえますか、公益部分といえますか、そこが大きく分かれていく中で、その部分をしっかりと分けをしていって、非収益部分に対しては指定管理という形で必要な費用をお支払いして、収益部分については、これは恐らく通常の指定管理の計算ですと収入とかかる経費の間の中で足りないと言うと語弊があるかもしれないですが、その差額の部分を指定管理料として入れていくという計算になってくるかと思えます。この部分は、町民の方の関心も非常に高いところだと思いますので、ぜひ透明性を持って、わかりやすく制度設計をしていただければと思います。

その収益に関する部分ですけれども、恐らく今想定されている中ですと売店ですとかレストランですとか、通常の民間でもあるような営業のスタイルだと思います。この部分については、通常で考えますと収入と支出のバランスが合わないというのは余り事業としてはないというか、これから立ち上げる事業で最初から赤字であるという事業というのはなかなかないのかなというふうに思うのですが、この部分については今計算としては

ある程度の指定管理料が発生するというふうに見込まれているのでしょうか、それともまだ現時点ではこれから計算をするという状態でしょうか。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今の点は、私が全部今把握していないところもありますので、担当部局のほうから説明させるということによろしゅうございますか。では、お願いします。

○副議長（島田裕司君） 道の駅推進室長。

○道の駅推進室長（三上 晶君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

結論といたしましては、今佐藤議員のご質問になった件については計算中でございますので、収益部門が指定管理料として一体どれぐらい必要になるのか、これは今回も条例提案をさせていただいていますが、今後利用料の制定も含めて議論をしていくということになりますので、今現在作業中ということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（島田裕司君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。

今の点については、状況がわかりましたら恐らく議会のほうにもご報告はいただけたと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、ぜひわかりやすい形で制度設計をしていただければというふうに思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○副議長（島田裕司君） 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（島田裕司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

12月12日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後 1時30分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第8回当別町議会定例会 第3日

平成28年12月12日(月曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第3号)

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

散会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務課長	北村和也君
総務課参事	長谷川明君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
企画課参事	種田統君
財政課長	山田雅俊君
エネルギー政策室長	熊谷康弘君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	高取真由美君
福祉課長	山下勝也君
経済部長兼 農業委員会事務局長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
建設課参事	中渡憲彦君

教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	野 村 雅 史 君
管 理 課 長	山 崎 一 君
社会教育課長	小 出 真 二 君
農業委員会次長	山 本 直 樹 君
代表監査委員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	五十嵐 一 夫 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 山崎 公 司 君

5番 秋 場 信 一 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

通告4番、山崎君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。
山崎君。

○4番（山崎公司君） おはようございます。議長の許可をいただき、通告書に基づき、本日は3件のテーマに沿って質問させていただきます。

最初の質問は、役場職員の定数及び評価管理制度についてでございます。平成13年3月26日条例第7号による当別町職員定数条例の職員定数は、270名となっております。現在の職員数は189名で、81名少ない状況でございます。町民の感情として、住民基本台帳上の数値と職員数を比較される対象になり、平成13年4月1日の人口と平成28年4月1日現在の人口は3,842名減少となっております。職員数は、地方公共団体の行政規模を示す基本的かつ重要な要素であり、その増減は地方公共団体の行政運営を大きく左右するものと認識しております。住民ニーズが多様化する中、職員の資質が従来以上に求められる時代となり、職場実態にそぐわない職員体制では士気の低下が懸念されます。

現状を見ますと、当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で具体的な戦略目標、重

要業績評価指数、K P I を確実に達成することが重要との私の認識でございます。例えば道の駅は年間45万人、農業10年ビジョンでは農業産出額年間78億円から90億円、商工業の年間販売額は152億円から185億円、定住人口対策として転入者数664人から800人、交流人口対策として観光入り込み客数43万人から100万人、その他大きなプロジェクトの構築と戦略目標を掲げております。これらを担当する部署、高齢者30%を超す福祉を担当する部署、町税の納入率を高めるための担当部署、現状人数で十分機能が果たされているのでしょうか。公表されておる時間外勤務手当の数字を見ますと、ノー残業デー週1回入っておりますが、25年度で4,700万、26年度で4,620万、昨年27年度は5,200万の残業代が計上されております。これは、延べ時間数にしますと2万時間を超える時間です。特に財政、企画、ふるさと納税、福祉等が多く、やはり現状長時間労働が話題になっている折、是正に積極的に取り組む必要が私はあるのではなかろうかと思えます。

現状の採用は、退職者相当数を新規採用、または再任用されていると思えますが、さまざまな行政施策の実施に向けて、住民サービスに支障を来すことないように機構の見直しや適正な人員配置がなされているのか。職員の年齢構成等を踏まえ、総合的、長期的な観点での職員採用に努めていくことが重要と考えます。町内からは、専門的知識の職員が少ないのではないかと、転入者からは手続のワンストップ窓口がないのではないかと、また職員の4分の1の女性職員は少ないのではないかという声を聞きます。今後の職員定数の考え方について町長にお伺いします。

次に、地方公務員法の一部改正により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が規定され、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入、分限理由の明確化が求められるようになり、ことしの4月に施行され、当別町はこの4月から人事評価制度がスタートいたしました。地方分権の進展により、地方自治体は自己決定、自己責任の範囲が拡大していくという新たな段階を迎え、職員には職務遂行能力、法律や通知などの解釈能力だけでなく、課題発見解決能力、政策形成能力の開発とともに、職員が高い意識と強い意欲を持って職務に供することが強く求められております。さらに、平成16年の10月から自己申告制度というのがこの当別町ではスタートしております。職員各自の職務の分析、職務に対する考え方、意見、要望を聞き、人事配置や能力開発にどのように生かされているのか。また、人事評価において評価の低かった職員の指導等の対応、専門職の人材育成をどのように実施されているのでしょうか。新たにスタートした人事評価制度と自己申告の現状について町長にお伺いします。また、職員の戦力強化のため、研修、人事交流、自己啓発についてどのように実施、指導しているのかも伺いします。

次に、昨年12月、改正労働安全衛生法が施行され、従業員50名以上の全ての事業所でストレスチェック制度が義務づけられました。働く人のストレスの変化に気づき、メンタルヘルス、心の健康の不調を防ぐのが目的です。職種や部署ごとに回答を求め、その集団が抱えているストレスの状況を分析、問題があれば人員をふやすとか事務量は減らすとか長時間労働を改善する等職場の環境改善が必要となります。どのように実施し、その結果を

どのように職場の環境改善に努めているのか、現状について説明を願いたいと思います。

2つ目のテーマですが、温暖化対策による再生可能エネルギーと農業への影響についての質問でございます。先進国と発展途上国を合わせた190カ国以上が参加し、国際協力で温室効果ガス削減を進める地球温暖化対策の新しい枠組み、パリ協定が11月4日発効されました。10月初め、温暖化問題の国際交渉に詳しい自然保護団体、世界自然保護基金ジャパンの小西雅子プロジェクトリーダーのテーマ「地球温暖化は解決できるか」の講演を聞く機会がございました。パリ協定は、まず気温上昇を2度に抑えるために、今世紀後半に人間活動による排出をゼロにしようという目標を持つ初めての協定でもあります。また、世界が本気で温暖化対策を進める意思を持つことをあらわすために、法的拘束力を持つ協定といたしました。さらに、先進国、途上国問わず、全ての国が削減に取り組むけれども、そのために途上国への資金と技術支援を一部義務としたこの内容は画期的であるとの小西さんは言われていました。日本もCO₂排出量に応じて課税する炭素税や企業などの排出枠を決めて、超過分や達成分取引をする国内排出量取引制度の導入が必要であると。さらに、政府が2030年の電源に占める割合を22から24%としている再生エネルギーは、もっと高い目標を掲げるべきだと主張されておりました。温暖化対策とは、省エネルギーを進めることと低炭素、脱炭素エネルギーに変えることと私は認識しております。国も行政も国民も積極的に取り組まなければなりません。当別町も総合戦略の中で再生可能エネルギーによる地域循環型社会の構築に力を入れております。最近では、公共施設や防災拠点への太陽光発電のシステムも導入されました。今後総合戦略の中でさまざまな事業展開を具体的に何に力を入れていこうとしているのか、町長の見解をお伺いします。

さて、この夏の北海道の台風被害は、開拓以来経験のないもので、この天候不順により主力作物の被害は深刻、北海道全体では農業被害額は542億円と報道されております。また、当別町も一部被害が出ております。ことしの不作は、冷涼な気候を前提としてきた従来の経験は通じず、北海道の農業のあり方の転換につながるかもしれません。このような最近の温暖化と気候変動が農業にどのような影響が出るのか。私自身この当別の基幹産業の農業と、それと10年来家庭菜園もやっておりますので、大変関心があり、昨年12月とことしの11月、2回にわたり北海道立総合研究機構の農業本部の講演を聞く機会がありました。その内容を整理するとともに、今後温暖化が北海道農業、ひいてはこの当別農業にどう影響するのか、その対応に迫ってみました。その内容は、温室効果ガス排出シナリオ別の世界平均地上気温の上昇量から2030年代をターゲットとして報告されております。まず、日本の平均気温は、100年で1.15度上昇しているそうです。この講演の2030年代と現在の状況を比較いたしますと、まず月平均は現在より1.3度から2.9度上昇するそうです。農耕期間、5月から9月の上昇幅は平均1.8度、降水量は現在の0.8から1.8倍、農耕期間の日照量は現在より15%減少すると言われております。初霜日は、現在より4日から19日遅くなる。晩霜日は4日から18日早まり、無霜期間は16から37日間長くなる。根雪の終わりは3日から17日早まる。このような変化が予想されております。

このような状況の中で作物の影響予測ですが、気象要素から生育期、収量、品質等を予測しまして、これらを2030年代の気象データに当てはめます。主な農産物について整理してお話しいたしますと、水稲への影響、登熟期間の気象条件向上で収量は増加すると。たんぱくとアミロースが低下して、米の食味、味は向上するという事です。温暖化の影響として、冷害危険期の気温は現在と大差ないため、不稔病等の発生による冷害には注意が必要だということです。水田に直接もみをまく直播栽培で生育期間が長くなり、現在よりも熟期の遅い品種が使えるということです。秋まき小麦の影響は、日照量の減少で収量は全般に低下する。温暖化の影響として、6、7月の降水量の増加により水分不足が緩和されるけれども、多雨で発生しやすい倒伏、それから赤カビ病、穂発芽などの障害の回避が必要であるという説明でした。ジャガイモ、バレイショについての影響ですが、日照量の減少で収穫は減少する。温暖化の影響として、でん粉含量は8月、9月の気温上昇で低下するそうです。高温多湿、ジャガイモ疫病の発生が通常よりも1週間ほど早まるということです。それと、最後に大豆に対する影響ですが、収量は6、8月の平均気温で予測できますが、全道平均では増収すると。今よりも収穫がふえるということです。温暖化の影響として、開花期や成熟期は6日から9日から早まり、品質面では高温による裂皮粒やしわ粒の多発が心配されるということです。今お話しした作物では、米と大豆にはこの温暖化というのは好影響になると予想されております。

以上の作物の影響予想を踏まえて、2030年代に向けた対応として整理いたしました。品質開発としては、高温耐性品質の開発、高温湿潤環境下での発生が予想される各種病害虫に対する抵抗力の強化、栽培技術として播種適宜、収穫適宜、栽培地帯区分、導入品質等の見直しも必要であると。気象条件に合致した堆肥の再構築が必要であるということです。基盤整備として、降雨変動に向けた畑の排水改良等の農地基盤整備の強化等が考えられます。

近い将来の北海道、当別の農業についてですが、農業従事者の減少、高齢化、当別では現在554世帯の農家がありますが、10年後には半分になると予想されております。それから、生産資材、エネルギー価格の高騰、国際競争、地域人の減少、地球の温暖化と多様な課題がございます。この対応として、新品種の開発と普及、新規作物の導入、最近ではサツマイモをこの石狩とか当別でつくっているとか、落花生を栽培するとかという新しい作物の導入。それから、生産技術の改変、省力、省エネ、それから付加価値の向上、6次産業化、農業による雇用の創出、ICT等の先端技術の活用、それから基盤整備、担い手の確保と柔軟的な対応が今後求められます。

以上、温暖化が北海道、ひいては当別農業にどのように影響し、その対策について整理してみました。ぜひ参考にしていただければと思います。行政として、農業における温暖化対策とその情報の発信、農業者の意識改革に向け、また農業10年ビジョンにおける戦略目標である2019年に農業産出額を90億円達成実現に向け、どのような対策を持って対応していくのか見解をお伺いいたします。

最後、3つ目の質問ですが、ふるさと納税についてでございます。去年は、2つの法改正、寄附の上限がまず2倍になったこと、確定申告は免除、さらに当別の関係部署の頑張りで道内5位という人口の2倍に近いファンを集めた3万1,695件で5億2,200万、これはすばらしいことだと思います。

次に、5つの質問をさせていただきます。今年度現時点の申し込み数、寄附金額等、これは広報12月号に現状の寄附金額が書かれておりました。善戦していると私は思います。今年度も同程度、昨年同様の金額を見込んでおりますので、何が何でもこの目標を皆さんと一緒に頑張って達成したいものと思います。今後特産品の還元率の改善、商品確保、寄附金の活用内容が寄附者の気持ちの変化につながります。

次に、現在行われている新規あるいはリピーターに対する情報の提供ですが、私ことしの3月の一般質問で上土幌町や下川町、その他の参考事例、例えば寄附者に年賀状を出すとかカタログを送付するとかいろんなイベントをすとか、そういう事例をお話しております。

3つ目に、60種類に及ぶ特産品提供者の品質、サービス、商品確保に問題ないかということ。私は、先日十勝の浦河に観光協会の絡みで観光協会の役員の方に会う機会がありました。浦河も去年は道内8位で、3億6,700万寄附があったそうです。ところが、魚が不漁で漁業者から悲鳴が上がりまして、もう供給できないというお話でした。当別町も来年9月、道の駅がオープンします。今回道の駅の質問はいたしておりませんが、直売所の野菜の供給は本当に大丈夫だろうか心配しております。

次に、寄附金の活用に従来の方針に変更はないのかという質問です。道内で去年2位の根室が昨年1位の上土幌をこしは抜く勢いだと報道されております。これは、海産物の魅力と現北方領土の話題で人気が高まり、それと寄附者が使うものを一任する、あるいは特定を選択できる方法、特に子育て、少子化対策に力を入れている点が非常に評価されております。昨年1位の上土幌も同様でございます。私この3月の一般質問の際、寄附金の活用の選択制の導入、あるいは使途内容の拡大をお願いいたしましたが、町長からの答弁は政策予算としてフレキシブルに活用したいので、使途の指定は適切ではないという回答でした。私は、きょう再度同じ質問をいたします。人口減少に歯どめをかけなければなりません。直近12月1日の人口は1万6,618名です。平成11年がこの当別町のピークで2万875名、既に4,257名減少しております。同時に去年の12月1日と比較すると344名の減少。それと、ことしの子どもの出生者数は60名前後でございます。こういったことで、2クラスが1クラスになったという小学校もでございます。具体的に子育て世代の住宅建設の支援事業とか子どもの読書推進事業とか転入児童の奨励金、あるいは給食費の一部補助、そして教育の水準向上こそが移住や定住促進につながると思います。道の駅オープンにめどが付き、今後子育て世代の拡大を私は期待するし、希望いたします。

最後に、ことし4月からスタートした企業版ふるさと納税の該当はあるか、ないか、ご説明いただければと思います。ふるさと納税で5点の質問です。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） ただいま山崎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） おはようございます。山崎議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、職員の定数及び評価管理制度についてのご質問でありますけれども、まず機構の見直しや適正な人員配置がなされているのかというご質問でございます。これまでも機構の見直しなどは、必要に応じて都度行ってきているところであります。例えば本年4月には、幼児期から中学校卒業までの教育を充実させるということを目的として、福祉部子育て推進課を教育委員会のほうに、総務部の財政課を企画部に、また企画部の広報秘書課を総務部に所管がえを行いました。こういったさまざまな行政施策の実現に向けて今後も必要に応じて組織機構の見直しを図って、職員の適正配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の職員定数の考え方についてのご質問ですけれども、4つの重点施策をベースとした地方創生総合戦略の実現に向けて、仕事の量は確実にふえております。また、マイナンバーの交付業務だとか、あるいは臨時福祉給付金業務など国からおりてきた業務もありまして、現状の職員数では足りてはいないという認識をしております。山崎議員は民間ご出身で、私ももちろん同様なのですけれども、多分認識が同じだろうかなと思いますが、民間企業ですと社を挙げて新たなプロジェクトを遂行するに当たっては、中途採用を含めた社員をふやすものなのですけれども、そういった点では今の我が町の職員定数270名となっていますけれども、ここまで一気にふやしたいぐらいの状況ではあります。ただ、自治体の場合は赤字計上は許されませんし、将来ためになることがわかっても1年の会計年度で歳入歳出というものをしっかり合わせるということが必要なもので、それを合わせた形で職員数を考えていかなければいけないわけでありまして、重点施策などの結果がまだあらわれていない状況においては、職員各位には非常に負担をかけておりますけれども、もう少し現状で我慢をお願いせざるを得ないのが実情であります。幸いにも町の職員が一丸となって業務に邁進してくれておりますけれども、現状のままでは業務に支障を来すおそれを私自身は感じております。ですから、今までの計画に必ずしもこだわらずに職員の採用増を図って、総合戦略のKPI達成、そして住民サービスに支障のないような体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

それから次に、人事評価制度と自己申告の現状についてのご質問ですけれども、今回導入しました人事評価制度は、能力評価と業績評価に分かれております。いずれも自己評価と上司の評価と両方行いまして、上司の評価結果を面談において本人にまず伝える。この面談の場において職務の遂行、それから目標管理など相互が目指すべき方向について確認を行う。そういったことで職員の能力の向上を図って、さらには組織全体のスキルの向上につながっていくだろうというふうに私は確信しております。ただ、導入後まだ8カ月程度しか経過しておりませんので、職員の意識は確実に変わってきておりますけれども、こ

れからこれが大きく生きてくるのだろうということを期待しております。

それから、職員の自己申告制度についてですけれども、職員各位が自己分析をまず行って、そして人事配置、あるいは仕事に関する希望を申し出るということで、やりがいのある職場環境の創造、また適正な人事配置などにこれを活用しております。

それから、もう一つのご質問で職員の戦力強化のために研修、人事交流、自己啓発についてどのように実施、指導しているのかというご質問ですけれども、職員研修につきましては、まず4月に採用となった職員が受講します新規採用職員基礎研修、これを皮切りに採用1年後の初級職員研修、採用4年後の中級職員研修、それから係長職や課長職における各職階において指導能力研修あるいは管理職研修、こういったものを必須項目として受講させております。また、研修と自己啓発を兼ねて法令実務研修だとか税務事務研修だとか、あるいは契約事務研修、こういったものは担当となった職員は積極的に参加させています。加えてプレゼンテーション研究とかクレーム対応研修、あるいは文書作成能力向上研修などの研修は、これはむしろ職員がみずから希望して参加しておりまして、職員がこういった研修を受講できる機会を管理職も積極的に指導しているところであります。人事交流に関しましては、国への研修派遣、道庁、道との相互交流、こういったことも実施して職員の戦力強化に努めてきているところでありますが、今後も引き続き実施して、職員の総合力アップに努めてまいりたいと考えています。

職員関係で最後のストレスチェック制度についてのご質問ですが、このストレスチェックの分析結果については、個人、部局ごと、職階ごとの結果が出てきました。ただ、この結果、実は11月30日に出てきたばかりでございまして、まだ完全に今後の対策を、対応を決めておりませんが、この結果を見ますと我が町は全国平均と比べるとおおむね良好な結果になっております。この結果を踏まえて、まず個人については必要があれば医師面談を設定しますし、あと部局ごと、あるいは職階ごとの結果については今後どのようにこれを活用していくか今検討中でございます。

2つ目の温暖化対策による再生可能エネルギーに関する質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、温室効果ガス削減というのは地球規模での喫緊の課題であることは私も全く同感でありまして、実はIPCC、気候変動に関する政府間のパネル、いわゆる国連の組織ですけれども、この資料によりますと、今後何も対策を講じないと産業革命期との比較において今世紀末の地球の平均気温が3.2度から5.4度も上昇するというふうに予測されています。テレビでも北極の氷が大きく崩れているということで、大変大きな問題だと思います。例えば30度を超える真夏日というのがありますけれども、現在札幌では8日間なのですけれども、これが39日になる。それから、現在真夏日は釧路ではゼロということになっているのですけれども、これが35日間にふえる。要は現在の新潟地方並みの日数になるといったものでして、国ではほかの厳しい想定例も示しながら警鐘を鳴らしているわけでありまして。

こういったことに加えて、エネルギー自給率が6%しかない日本のことを考えますと、

私としては国頼みで指をくわえているのではなくて、当別町として今後何年、何十年かかるかわかりませんが、化石燃料を一トンも買わなくてもよい町にしたいという強い思いを抱いているところであります。幸いにもこの3年間ぐらいで木質バイオマス、太陽光、地中熱、こういったものに取り組んできましたし、あと廃棄物系のバイオマス、風力、小水力と、こういったものへの可能性が非常に多くあることから、それぞれの調査あるいは実証事業を今後も積極的に進めていきたいというふうに思っています。特にその中でも何を核にするのかというご質問ですけれども、最も地域特性を生かせる分野はバイオマスかなと。特に木質バイオマスであると考えております。これは、前の議会でも答弁申し上げたとおりでございます。ご承知のとおり、電力の需給バランスを考える上では、もちろんエネルギー源のバリエーションを持つことが重要であります。新しいというか、当別らしいエネルギーミックスを追求しながら、木質バイオマスを核に事業展開を進めていく所存であります。

今の温暖化対策と再生可能エネルギーの農業への影響についてのご質問ですけれども、これも地球温暖化が山崎議員のご指摘のとおりもともと熱帯系の作物と言われています水稲で収量、食味とも上昇するなどの変化も見られますけれども、冷涼な気候を好む小麦やバレイショでは収量が減少して、全般的に病害虫被害の増加が予想されておりますし、町の基幹産業であります農業に大きな影響を及ぼす極めて重大な問題というふうに認識しております。議員から先ほど2030年に向かったの日照量とか降水量についての予想値ご説明がありましたけれども、こういった気象データをベースに進んでいくのでしょうか、これから。ただ、近年の気候変動の傾向を見ますと、単にだんだんと暖かくなっているというわけではなくて、冷夏と猛暑が多発したり、あるいは年次格差が非常に大きくなって、ゲリラ豪雨が発生したり、これが結構散発しています。こういった不安定さを増しながら、年の平均気温が少しずつ上昇してきております。こういった温暖化の進行の中で当別町農業10年ビジョンに掲げたもうかる農業を実現するためには、農協さんと、あるいは農業の改良普及センターと連携をしながら、関係機関、それから農業者と気候変動に関する情報の共有を進めまして、日々の気象変動を的確に捉えて、急変します気象状況に迅速に対応できる仕組みの構築が必要であるなというふうに私も考えております。

また、ことしは8月に3つの台風が一度に北海道に上陸しました。こういった想定外の被害が非常に発生しています。幸い当別町は、ことしは逃れられました。篠津中央土地改良区が連日連夜排水機場を稼働したことなどから農業被害は発生しませんでしたけれども、用排水路の整備、こういった農地基盤整備の重要性を再確認、再認識したという感じを持っております。今後ともこれは計画的に事業を進めていかなければいけないと考えております。

最後のふるさと納税についてでございますけれども、今年度は現時点で、寄附実績についてですけれども、これは12月5日時点とお考えいただきたいのですが、申込者数は2万3,900件、寄附金額は3億4,400万円となっております。ちょっと昨年にくらべるとおくれぎ

みかなという感じです。

今年度の新規、リピーターの申込者に対する情報提供ということですが、シェアナンバーワンの専用サイトふるさとチョイスへの特別広告を出しておりますし、3大都市圏の情報誌への広告掲載を行っております。また、雑誌の特集記事としても6件取り上げてもらっております、新規寄附者の獲得に努めてきているところであります。また、東京などのイベントとか、それから移住プロモーションの際には必ず積極的なPRに努めておまして、特に今年度の東京都中野区における物産展ではこれまでの寄附者に対する感謝イベントとして、招待状を送付してプレゼントの提供や特産品の割引販売をするともに、その場で寄附ができるコーナーも設けてリピーター寄附者の獲得に努めてきております。また、ある方にご紹介いただきまして、東京都内のカフェに当別町のふるさと納税コーナーを設けていただき、ご縁ができた方々にできる限りPRを依頼しております。また、私自身もビジネスマン時代の同僚へのPRに努めておまして、結構私も向こうでいっぱい会合を持っているのですけれども、多いものは100人単位のOB会なんかがありますけれども、そういうときには必ずパンフレットを送って、みんなにお願いをしております。

ただ、ふるさと納税の競争が非常に激しくなってきました。要はふるさと納税市場において今後も多くの寄附者が獲得できるようにぜひ議員の皆様にも町外の知人へのPRをしていただきたいし、こうやって町民の方もおられますので、町民挙げて当別特産品のPR、ふるさと納税のPRをしていただきたいということをこの場をかりてお願いをしたいと思います。

特産品提供者の品質、サービス、商品確保についてのご質問ですが、品質やサービスの面では、売れ筋の商品についてはよりバリエーションに富んだラインナップをそろえております。要は寄附者を飽きさせないで、毎年毎年やっていただくようにしていきたいというふうに思っています。ただ、商品確保については、一部の農産物がやはり台風のために予定していた数量が確保できなかった、こういった事例もありました。ただ、出店農家数や出品数を常にふやしてきておまして、人気のある農産物関連の商品数量の確保については、農家の方々と連携を密にしながら努めてきております。商品の特性によって数量が限られてしまうものがどうしても存在していますので、これは山崎さんもお承知のロイズ、一番たくさん出ている商品ですが、人気が高くて数量確保にも問題がないこういったものをこれからふやしていかなければいけないかなというふうに考えています。

それから、寄附者による用途の指定についてなのですが、本年3月の一般質問でもご答弁申し上げましたとおりで、現時点では今までどおり行っていきたいというふうに考えております。もちろん山崎議員おっしゃるように結婚、出産、育児、こういったことをしやすい環境づくりに努め、移住、定住を促進していくということは、当然私たちが今やっていることでありまして、同感でありまして、このことは町の重要施策の一つになっておるわけでございます。それをふるさと納税の寄附者のあれにどう使っていかという点では、現在子育て支援、それから教育に関する施策にいただいたものを大きな割合でそ

ちらに使っておりますので、用途の指定ということではなく、いただいたものの中でしっかりそういう方面に使っているということを申し添えさせていただきます。

最後、企業版ふるさと納税についてなのですが、これまで幾つかの企業に対してアプローチを行ってきていますけれども、企業のCSR、社会貢献活動の方針と町の課題がマッチすることのハードルが非常に高いので、現時点では寄附の獲得に至っておりません。もう一つ、企業のほうが企業ふるさと納税をするという体制になっている企業がまだ非常に少なく、会社によっては自治体に寄附をするというのはルールにないという会社もございまして、これからこの辺はひもといていかなければいけないというふうに思っています。ただ、今後も根気よく、工夫を凝らしながら企業に対して申し入れを継続していきたいと、こういうふうに思っています。

以上で山崎議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 山崎君、残り時間6分28秒です。

○4番（山崎公司君） 2つほどまた確認させていただきます。

先ほど職員の残業の件については是正してほしいと要望といたしますか、お話ししました。現時点の長時間労働の是正というのは、管理職の皆さんの意識改革というものが当然必要になってくると思います。我々民間での三六協定の運用ということはできませんけれども、この当別町の次代を担う若い30代、40代の人に私は期待しておりますが、やっぱり時間を短くしてコミュニケーションあるいは自己啓発をできるような体制づくり、私も町長と同じように商社出身の者ですが、30代、40代のときの頑張りというのが今に至っています。特に先ほどもクレーム処理のこととかというお話もいただいておりますが、リスクマネジメント的なこと、それから通信教育等で余暇に自分を磨くという努力を30代にすれば、今は私は記憶が右から左ですけれども、30代のときは大体頭に残るのです。そういうことを管理職の方が指導して、これからの当別の期待するそういう年代、もちろん女性の方からもあれですけれども、特にリスクマネジメントという中で私も30代のときに通信教育やったり、それから資格取ったりも相当やっておりますが、たまたま仕事柄マリ、ノンマリ、要は損保、それから海上、その仕事を6年やりました。営業よりもその仕事が人生において非常に勉強になっていきます。商社ですから、海運というのは全ての商品のクレーム処理なり、それからセツルメントが海外であったら全部英語でやらないといかぬ。その能力がとにかくないときには本当に苦勞しましたけれども、そういうクレームからとにかく自分を磨く。それと、2000年にこちらのチョコレートのメーカーに来たときに工場の責任者をやっている中でクレーム、食品ですからいろんなクレームがございまして、そのクレームから会社が大きくなる。ですから、職員も町民からのいろんな要望をいかにやるかと。もちろん予算もあるし、いろいろとありますけれども、そういうことによって行政も、また議会も変わったというぐらいの形になるように私は希望しております。ですから、自己啓発のためにこういう形でやってほしいというふうに私は思います。町長の感想も聞きたいと思っております。

それから、2つ目、先ほどの再生可能エネルギーの中で非常に今力を入れている木質バイオと、それから太陽光、これについては重点政策で19年には例えば具体的にバイオマスの使用量189トン、それから太陽光発電量が300世帯ということで目標になっております。先ほどの町長のお話では、もっと新たな産業の創造とか雇用創出にもつながりますので、これを前倒しするぐらいの気持ちでやる気持ちはないのかといったところをお聞きしたいと思います。これについては、当別町は非常に再生エネルギーに力を入れているという町にぜひしていただきたいなと思っております。

2つです。先ほどの残業の件と自己啓発の件、それと今の再生可能エネルギーのバイオマス、太陽光について再度質問させていただきます。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 山崎議員の再質問にお答えいたします。

残業の件につきましては、おっしゃるとおり少なくしたいのですが、先ほど申し上げましたように仕事量全体がすごくふえてしまったから、たくさん雇うという状況にないので、職員に少し我慢をしていただきながら、少しでも効率も含めて残業をなくしていく努力は今後も続けます。

今おっしゃった自己啓発しやすい体制づくりをする、これももちろんおっしゃるとおりでありますし、リスクマネジメント、それから通信教育だとかで資格を取ったりというような職員の努力、それは今後も私がというよりは部長職、課長職も含めて30代、40代の職員にプッシュするというか、させるように全員で頑張っていきたいと思っております。

クレーム処理が非常に重要だというのは全くそのとおりでございます、町民の要望がそれに対してどう対応するかということが多ければその分勉強になるわけでございますので、そういう点でそういった処理の仕方、サービスの仕方も一丸となって対応していきたいというふうに思っています。

それから、2つ目のエネルギーの件でございますけれども、今おっしゃった木質バイオマスの使用量に関しましては、昨年総合体育館のボイラーをペレットにしたことによってかなり量がふえました。先ほどおっしゃった使用量189トンというK P Iなのですけれども、これは公共施設をあと3つぐらい、今の体育館ぐらいのものを3つぐらいボイラーを導入していかないとなかなかできません。もしこれを一般家庭にかえるならば、多分100戸ぐらいがペレットストーブを買ってくれると達成することになります。目標達成には結局公共施設に導入していかねばいけないということなのですけれども、地域循環体系というのですか、こういったものの構築に向けて、山あるいは製材業などの、それから残材の出荷、運搬とか、きのうもちよとご説明しましたようになかなか十分に林業の開発ができていないものですから、そういったこともやって、そしてペレットあるいはチップ、こういったものの製造と流通、こういった新たな産業の創出をやっていかないと、なかなか一遍にそこにいけないなというふうに感じています。ですから、森林組合の問題も先週お話をいたしましたけれども、こういったことをあわせてやっていかねばいけないな

と。ただ、幸いにも民間が勉強会をやったり、住民主導で勉強会を始めたり、民間での機運が今高まってきておりますので、町内の関係の事業者、それから関係部署とも連携を図って、戦略的に着実に事業を展開していこうということをこれからやっていかなければいけないと思います。

太陽光のほうについては、総合体育館、それからゆとりっち稲穂、そこでのエネバス事業の実施、それからこれもお話ししましたけれども、遊休地での有効活用でこれでメガソーラーの誘致ができて、たしか26年の11月に協定をして、来年から始まります。4月から完成しますけれども、トータルでこれを換算すると、今のを全部集めて換算すると260世帯分ぐらいになるのです。ですから、K P Iで言っています300世帯がほぼ視野にきたかなと、こんな感じになっています。こういった数字に決して満足しないで、前倒しにできるように今後ともやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告5番、渋谷君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 議長の許可がございましたので、私の質問をさせていただきます。

今回は、まず住居表示の改善についてから質問したいと思います。これは、特に太美地域の問題であります。住居の表示というのは、歴史的にも例えば当別太だとかビトエ、あるいは獅子内、高岡等々、本当に入植以来のそういう地域の名前を持ったところが多いのですが、その中で特に太美の市街地の中なのですが、毎年、私も散歩をしょっちゅう体力づくりでもやっているのですが、何件か住所、地番を言われてどこですかと尋ねられます。ほとんど答えることはできません。太美何番地の何々と数字が並ぶのです。私は、そういう意味でいえばそういう歴史的な字名というか、町名の存続と同時にほかから訪ねてきた人がわかりやすい、そういう住居表示も必要ではないかというぐあいに考えます。現在太美市街地が町内会では東西南北、東町内、南町内とか北町内会、西町内会あるのですが、それ以外に寿と中央の町内会があります。その町内の名前がわかりますと、大体あそこら辺だよということでお伝えすることができるのですが、そうでなければほとんど答えることできない。とりわけ一つの例ですが、手前のことを言って恐縮なのですが、私のところは1695番地の166という形なのです。私のうちの鉄道の東側ですけども、何軒か1695

番地あります。しかし、鉄道から挟んで西側というか、農協の倉庫がずっとあるのですが、農協の倉庫、そして万葉の湯、あれも全部1695番地なのです。同じ地番なのです。ですから、非常に地形的にはわかりづらい。住居表示に関する法律からいっても、町名をつくる場合に鉄道の線路だとか川だとか恒久的に変わらない地形の中で地域ごとに住居表示をやるというぐあいになっているのですが、そういう点からいっても、街区方式、町の区的方式と、それから道路方式と町名つくるときにこの2つの方式が住居表示の法律ではあるのですが、私は街区方式の中でももう少しとりわけ太美地域についてはわかりやすい表示の仕方、具体的にはそこに住んでいる町内会や有識者や住民の方たちの意見も聞きながら、ぜひ改善をしていただきたいというぐあいに考えるのですが、もし改善するとしたらそのための費用というのはどの程度かかるのか。それから、期間、最終的には条例の中で議会に提案をして、賛同を得てということになると思うのですが、そういった見込まれる期間はどの程度それを着手してからかかるのか。また、大事な住民一人一人の今後のことにもかかわることですから、そういう地域の住民の関係者の声を聞く、そういう場も持つ必要があると思うのですが、そういった点についての住居表示が改善するに当たっての必要な手だて、方法等をぜひひとつ質問したいと、これが1点目であります。

それから、2点目の農業委員会の指導と情報開示というテーマなのですが、とりわけこれは河川敷の砂利採取の跡地の問題について何回か続けて議会あるごとに質問してきています。これは、とりわけその地域の住んでいる方たち、また子どもたちが事故に遭わないように、そのために本当にきちっと跡地が埋められて、安全な状態になっているのかという問題の立場からこの間質問してまいりました。先ほどもちょっと出ていましたけれども、ことしは特に災害が多くて、北海道の中でもあの石狩川も氾濫したり、空知川の氾濫だとかさまざまな状態がありました。当別も排水機場が幾つかあるのですが、それが機能すればそれは氾濫するということはないと思いますけれども、しかしそういった危険な状態を住民みずから、町も積極的にそういうことのないように未然に防ぐための注意喚起がさらに必要だろうと。そういう点で私は今度の問題幾つかお聞きしたいと思うのですが、1つは弁華別神社の横の河川敷、南側ですが、この土砂採掘に当たり関係者から土地改良届が出てきているということを農業委員会から聞きました。これは、地域の関係者がみずから土地改良届を出したのか、それとも農業委員会の指導によって出されたのかというぐあいにお伺いしましたら、農業委員会の指導だということをおっしゃいました。私は、農業委員会がそのような関係者に、耕作者に土地改良届を出させる必要性を感じたということは、やっぱりこの間のやりとりやいろんなことがあったことだと思いますので、具体的に土地改良届を出させる指導、それを農業委員会でやったとしたら、どのような理由からそれを出させたのかということをお聞きしたいというぐあいに思います。

2つ目は、この情報開示の問題であります。土地改良届の書類を私は開示してほしいということをお願いをしましたら、一部黒塗りで情報が開示されました。私は、これは役場の関係書類、情報というのは町民の財産なのだと。あくまでもそれを活用することによっ

て町民の信頼を勝ち取っていく、あるいは町政を信頼をしてもらう、そういうことが基本にならなければならないという形になっているかと思うのですが、その一部黒塗りになっている問題で、その黒塗りは耕作者の氏名がまず黒塗りだということ、それから掘削業者の業者名が黒塗りだということ、この2つが黒塗りでした。私は、少なくともそういった被害を防いでいくという点で、また農業委員会もそういう土地改良届を出させる必要があるということは、それなりに必要性というか、危険だとかいろんなことを感じてやったのだらうと思うのです。そういう点でも私はその土地改良届の問題については、そのことが誰かということを知られることによってその人に直接不利益が考えられるかといったら、全くそれは考えられない。むしろそのことによって危険な状態があればそれを変えていく、そういうことは一緒にやっていける中身だと思う。

2つ目は、掘削業者が黒塗りになっている。これも私はもっと納得がいかない。それは、いわゆる昔の土木現業所、今石狩総合振興局の道路河川の管理事務所なのですが、その管理事務所では掘削の許可を与えたときには工事名、掘削期間、それから業者名、全部看板で表示をしなければならないというぐあいになっているのです。ですから、当然これはその業者はどのような人がやっているのかということをはっきりとみずから行政が許可与えるときにしなければならないとなっているわけですから、そういうものについてのものを黒塗りにするということが二重の意味で私はこれは問題ではないかなと思うのですが、この点について2つ目にはお伺いしたいというぐあいに思います。

それから、3つ目なのですが、異議の申し立てしたいと申し出たら返答がなかったのですが、実はきょうこの場の前に、先週の末に農業委員会のほうから具体的な不服申し立てに対する回答がありました。私は、そういった点では大変ご苦労をかけているのですけれども、もうちょっとスピード感持ってやってもらいたいと。10日間も2週間もたっても答えが出ないということは僕はあり得ないと思うし、ましてや不服申し立てをしたいということは、これは別にその内容についてどうこうということよりも、そのことによってまた審議できるわけですから、そういった点では手続上はこうですよということを教えてくれることについては何も時間のかかることではありませんから、ぜひそうしてもらいたいというぐあいに思うのですが、その折実は情報開示を許可したときの書類の中にこれについては60日以内に不服の申し立てをすることができるというぐあいに書いてあったのです。これは90日、3カ月に変わりましたと。去年の4月に条例が変わって3カ月の期間がありますということで、私も改めてそこでわかったわけなのです。それはそれでいいのですが、実はこの土地改良届の前に9月の12日に開示していただいた書類があるのです。これには60日間とそのままの不服申し立ての期間になっているのです。これも同じように条例改正になった後ですから3カ月の間ということになっているのです。60日間といったら、9月24日ですと過ぎているのです。3カ月間ということになると、まだきょうまで不服の申し立ての期間があるわけです。ですから、そういった意味ではこういった情報開示の問題についての職員のもっともっと緊張感というか、町民に知らせる責任というか、またその

ことで権利を行使する町民の問題については、もっと敏感にスピード感を持ってやらうということをおわせて私はぜひ町の考えもお聞きしたいというぐあいに思っています。

それから、この問題で最後ですけれども、この土地改良届出た後、この届け出の目的が達成したというぐあいに考えているのかどうなのか、今時点で、私はそのこともお伺いしたい。その前からずっとやっている別なところでの河川敷の問題も3万何千立米埋め立てるとかいろんなことでもとに戻すとなったのですが、それも今日どうなっているかもあわせて質問したいのですが、それは項目には入れていませんでしたので、別にして、土地改良届での目的が達せられたかどうかをお聞きしたいというぐあいに思います。

それから次に、大きな3番目、町営住宅の安心、安全の問題です。これも毎回取り上げてきていることなのですが、質問の要旨が2日の日が締め切りだったのですが、その締め切りの後に北栄団地の火事が実はありまして、議員協議会の中でもそのことが話になりまして、私はもし仮にこれが豪雪の時期に、1月、2月に消防車が中に入れないような状態で起きていたとしたら、もっともっと悲惨な状態が起きたのではないかとというぐあいに思うのです。そういった点も含めて、私は次の3番目の町住問題については安心、安全の問題で通路の問題について、特に団地、棟が3棟、4棟あるのですが、その棟と棟の間の通路、これについて今現在非常に入っている人たちは苦勞しているのです。とりわけ町営住宅の入居者の場合、全体的にもう高齢者にどんどんなっていますけれども、特に町営住宅の場合は高齢者が極めて多い、障がい者も多い、病院に入退院繰り返している人も多い、非常にそういう人たちが多くなってきている状況。団地でいえば7団地ありますけれども、春日団地の中層住宅以外の平家のほとんどの団地については、年齢層というのは町全体よりももっともっと高い高齢者率になっていると思うのです。そういった中での住民の命や暮らしを守る、町営住宅を特に守る、私はそういった点でこの当別町ライフの問題、前にも出しましたけれども、すばらしい当別の町、スウェーデンヒルズの問題も含めてすばらしい町がやっています。宮司町長夫妻も載っていますけれども、私は本当にこれは見たらすばらしいなと思う。私もそう思います。同時にまた町営住宅、残念ながらひなたと日陰みたいな、太陽と陰みたいな、そういう感じになっている面があるのではないのかという点も含めて、町営住宅の団地の中の除排雪についてもうちちょっとぜひやっていただきたいし、今までもそういった意味でいえば住民からもそういった願いが何件か出されて、デイサービスだとかホームヘルパーだとかそういうサービスや介護の車、そういうものも含めて駐車スペースがとれるような、そういう除排雪やってほしいという要望に対して趣旨採択という形でされてきているのです。また、26年には今の1メートルから3メートルぐらいにしてほしいということについても願いが出されているのですが、これは27年の4月の町会議員の改選があったので、それは採択されないまま一応終わっているのですけれども、いずれにしても住んでいる人たちからそういう切実な願いや願いが出されているという点について、ただ単にほかの町民との関係、サービスの関係のバランスもあるのだという返答ではなくて、それは一般的にはどこの道路もそうですけれども、しかし町営

住宅の場合にはまさに町長が大家さんですから、たな子がそういう状況になっていると、そういう中で本当に大変な状況になっている中でそこに万が一危険な状態、いろんなことがならないような形でそこを進めていくということが私は大変大事なことだというぐあいと思うのですが、この点についても町長の見解を伺いたしたいと思います。

最後ですが、税のあり方の問題です。ふるさと納税については、先ほども山崎議員のほうから質問があって、町長の答弁もありました。当別町の場合は、とりわけ多額のそういったふるさと納税を集めているという点では、すばらしいということは前にも話したとおりであります。また、その財政が子育てやプレイハウスの時間延長や本当に必要な、あるいは教育の問題も含めて大事なところに使われてきているということについては、私も大変うれしい限りなのですが、しかし問題は後で話ししますけれども、本当にそのことをそのままずっとこれからも当てにして予算を組んでいいのかどうかという点ではちょっとそこは危険性も伴うのでということで考えているのですが、この点についてはふるさと納税そのものについて見解を述べて、お答えをいただきたいというぐあいに思います。

特に今パナマ文書の問題、タックスヘイブンの問題、特に税について極めていろんな意味で関心が持たれてきているというぐあいに思います。そういった意味で、まず税のあり方についてもひとつふるさと納税とも絡めてぜひ考えていただきたいし、また私の考えも述べたいと思います。特に戦後の税の民主化の中では、お上の掛ける賦課制度から申告納税制度に変わったということと、それからもう一つは、所得税が中心ですけれども、応能負担の原則、いわゆる税金というのは能力に応じて負担するということがその基本でなければならない。このことが私は税金の戦後の民主化の一番大事なことになってきていると思います。特に所得税に関しては、累進課税だとかいろんな中身によって税率の負担があるわけですけれども、それに比べて消費税、大型間接税については一律全部所得に関係なく税を負担させるという点、こういった矛盾があるわけです。平成元年から消費税が導入され、その当時は所得税率最高が75%だった。それがどんどん税率が上がるたびに70%、60%、50%、現在は40%にまで下がっているという状況なのです。最高税率が下がっているという状況があります。私は、そういう意味でこのふるさと納税も、一般的には2,000円控除すればあとは例えば10万あったら9万8,000円戻ってくると。それに基づいて、逆に言えば50%の還元率であれば5万円の品物がもらえる。根室が今全道1位になって走っておりますけれども、やはり海産物その他。そういった点で私は本来税の公平性の問題からいっても、お世話になったふるさとに税金を納めたいという思いから始まってこうやってきたものが今は企業までふるさと納税という感じまで出てきていると。ましてや自分のふるさとに関係なく、どこの自治体でもできますよと。まさに品物がいいところにどんどんやっていくという競争になっていると。本当に創生事業の中身と本来のできた目的から今はもう外れてきているのではないかというぐあいに私は思うのです。そういった批判も今かなりいろいろな新聞等にも出てきております。そういった意味で富裕層に対するサービス過剰になっていないかどうかという問題、このふるさと納税のあり方そのものも今そ

ういった税の基本から見て問題があるのではないかといいに考えているのですが、この点について町長の考えもお伺いしたいといいいに思います。

一応私の質問については以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの渋谷君の質問に対する町長、農業委員会事務局長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、住居表示の改善についてのご質問ですけれども、地番を聞かれても答えられない、わかりづらいのは確かであります。これは、西当別地区だけではなくて、こっこの当別地区にも及ぶ課題であります。議員ご発議のとおり、わかりやすい住居表示の改善をすれば、当然町民の日常生活のサービス向上につながるだろうといことは十分予測できます。ただ、今まで取り組みが進まなかった理由といものがあまして、幾つか要因が挙げられるわけであります。1つは、まず事業費の問題です。これはほかの自治体なのですけれども、そういった実績によりますと事務及び法的な手続に莫大な事務量が発生して、数億円単位での事業費を要しているといふう聞いております。それから、2つ目には、住居表示の変更に伴って住民あるいは事業所に対しても一時的に大きな経費的にも人的にも事務的にも負担が発生するといことももちろんあります。こういったことをおっしゃいますとおりもしやるとすれば、十分町民の理解をとる必要もあまして、やったほうがいいのはもちろん同感なのですけれども、ただ大きな事業費を限られた財源の中で、今地方創生だとか総合戦略で各プロジェクトの推進のほうを優先すべき時期ではないかなと、こんなふうに考えますと、現時点でこの住居表示の整備に踏み切るとい莫大な事業費と人件費等々を投入する時期とはいえないのではないかなといものが私の率直な考え方であります。

農業問題のほうは、後ほど農業委員会のほうからといことで今議長のご指示がありましたので、農業委員会のほうから回答させていただきます。

次に、町住入居者の安全、安心についてのご質問ですけれども、まず渋谷議員のおっしゃっています通路といものでは、通路といものは各世帯の玄関前の通路と、それから公道からそこに通ずる団地内の通路とがありますよね。この2つがまずあるといことで、多分議員がおっしゃっている通路といものは玄関前の通路のことをおっしゃっておられるのかなといふう了解します。これを前提でお話をしますと、玄関前通路の除雪といものは一般の住宅と同じように入居者が行うものなのです。ただ、障がいのある方、高齢者、ひとり暮らしの方、支援を必要とされる方、除雪でいえば自力で除雪できない世帯に対しては、ご承知のとおり、福祉部局による間口1メートルの除雪サービスメニューといものをご利用いただいております。もちろんさはさりながら急な落雪などによって家から出られなくなってしまったよなんていのは、これは緊急時の対応として町のほうで都度対応しております。それに関連して玄関前通路の除雪を二、三メートルの幅で行った場合の費

用ということを渋谷議員ご質問されましたけれども、通常玄関前の除雪を町内の業者に依頼しますと、世帯当たり大体一冬で7万から10万円ほどかかるのです。こういった費用がかかるということでもあります。さらに申し上げますと、公道に通じる団地内の通路、玄関前ではないほうです。これは、町道の除雪と同様に行っていて、緊急車両の通行には支障がない体制をとっております。

それから、ご質問で町長はオーナーだろうと、たな子が本当に困っている状況を見過ごすつもりなのかというご質問をされましたけれども、もちろん私自身も経験ありますけれども、除雪については他人の助けが欲しいと思うことが間々あります。ただ、繰り返しになりますけれども、福祉部局が持ちますそういった除雪サービスメニューを使っていたり、あるいは緊急時の支援というのは今までやっておりますので、本当に困っている方への対応は現在行っているというふうな認識をしております。もちろん今後もこれはやっていかなければいけないと思っております。

町営住宅入居者に限らず、民間アパート、あるいは持ち家だの、それから一般住宅も困り事というのは多種多様に存在しております、その時々で今ある制度を利用させていただくことや必要に応じて緊急的な対応を行っていくということで、町民の安全、安心の確保には努めてきているつもりであります。これは、今後とももちろん継続してまいります。繰り返しになりますけれども、困っておられる方に対して町が手を差し伸べるというのは町の一つの役割でありますので、肝に銘じて都度対応をしてみたいというふうに思っております。福祉部局が持っておりますサービスの詳細や何かがもしご利用でありましたら、またこれは担当部局からでも説明をさせます。

それから、税のあり方についてのご質問ですけれども、まずふるさと納税についてのご質問ですけれども、これは寄附金によってはこれまで実施できなかった施策を行うことができるようになったというふうに思います。渋谷議員がおっしゃっている寄附金が当然入ってくるものと当てにすることは非常に危険だよという、これは私もその危険性はあるというふうに認識しております。いろいろ政府も変わりますから。ただ、乳幼児等の医療費の拡充やら小中一貫教育の推進など、子どもの育成にかかわる施策を充実できた背景にはこのふるさと納税寄附金の恩恵があるということは否定できません。こういった政策を継続、充実させていくためにも、今後も職員とともにこのふるさと納税の寄附金獲得にはうちの町としては全力を傾けてまいる所存であります。

あと、でもふるさと納税ちょっとサービス過剰ではないのかというご指摘でございますけれども、そもそも日本の税金というのは、これは私の持論なのですけれども、戦前戦後と基本的に国主導で管理されてきたわけです。そういった中で、ふるさと納税というのは初めて納税者の自由度を認めた制度。今までは納税者は取られる一方だったのですけれども、消費税にしても何にしても同じですけれども、自由度を認めたという画期的な税制改革だというふうに私は認識しております。当別町は、今までも何度も申し上げますが、27年度では5億2,000万円もの寄附金を受領して、町の貴重な財源となっておりますし、

多額の寄附をいただけるのはそれだけでも大変ありがたいのですが、増してありがたいのは主に地元で消費されていた特産品がふるさと納税の返礼品という形で全国に広がっていく。このことは地域の産業を発展させ、地域経済の活性化につながるもので、ふるさと納税というのは地方創生に非常に効果的な制度であるというふうに考えております。議員からの富裕層へのサービス過剰というご指摘は、これは新聞紙上でも何度も出ていますけれども、そういう点で私は全体的なふるさと納税への認識という点では富裕層へのサービス過剰という点が大きなポイントではないというふうに考えております。ふるさと納税制度がスタートしてこれで8年がたちますけれども、地方の経済活性化の起爆剤として少しでも多くの寄附金を獲得しようと全国の自治体が工夫を凝らしてきて当たり前のような状況になってきていますので、当別町としても今後とも積極的に取り組んでいくということは私は当然のことかなというふうに考えています。

住民税の総額というのは、今全国民のあれが12兆円あるのです。ふるさと納税の控除の上限額というのは2割なのです。ですから、ふるさと納税の市場規模という点では2.4兆円、2兆4,000億円あります。平成27年度の全国のふるさと納税の寄附額合計は1,650億円でありまして、年々増加傾向にあるとはいえまだ10%にも満たない寄附となっていますので、残りまだ90%ありますので、これを取り込むぐらいの気持ちでこれからも力を入れていきたいというふうに私は思っています。

それから、返礼品を出品しております町内事業者の皆様も品数や商品の質を上げることで申し込みがふえてくるという手応え、あるいは業者によってはリピーターが別途買いに来てくれるというケースがありますので、こういったことが町内の特産品の質の向上と雇用の増加にもつながっていきまして、町全体の経済活動に刺激を与えて、経済の底上げが図られてきているというふうに私は認識しています。首都圏等への都市部から地方への経済循環策として、そういう意味では非常にすぐれた制度だなと。そういう点でもこのふるさと納税をこれからもっともっとふやしていきたいということで思っておりまして、ぜひ議員にもお知恵を拝借できればというふうに思っております。

それから、企業版ふるさと納税なのですけれども、これは企業にとっては返礼品のような見返りはないわけで、企業のCSR、社会貢献活動で地方を応援することを推進するための税制ですので、本来のふるさと納税の趣旨に沿っているものと考えていますけれども、先ほども山崎議員のときに申し上げましたように企業側の体制というものがまだ整っていないところが多いので、これからどういうふうになりますのか我々としてはぜひ追求をしていきたいと思っております。今の制度が企業にとっても免税範囲がふえるということでメリットはあると思うのですが、自治体に企業が何らかの形で寄附をするというのがなかなか簡単ではないようでございまして、その点はこれから掘り下げていきたいと思っております。

以上、渋谷議員の一般質問に対する私の答弁を終了いたします。

○議長（後藤正洋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（館田博道君） 渋谷議員の農業委員会に対します一般質問にお答

えいたします。

初めに、どのような理由で土地改良届の提出があったかについてのご質問でございますが、河川敷地に隣接しましたもともと荒地となっておりました農地を良好な農地にするために、所有者の意向を踏まえまして、農業委員会の指導のもと土地改良届を提出させたものでございます。

次に、一部不開示の黒塗りの必要はないのではないかとのご質問でございますが、情報公開条例第6条第1項第1号に示します不開示情報に該当するものと判断いたしましたので、黒塗りとしたものでございます。

次に、異議申し立ての対応につきましては、事務局としましては単に異議申し立てに係ります手続の説明だけではなく、不開示等に係ります十分な説明が必要と受けとめまして、他部局との協議に時間を要したものでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

次に、届け出の目的が達せられたと考えているのかとのご質問でございますが、農業委員会としても現地を確認してございますが、目的が達せられているものと考えております。

以上、渋谷議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時45分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） まず、住居表示の問題です。町長の返答で莫大な費用がかかると。数億円だと。住民や企業、町民の理解にも時間がかかるというお話で、今はできないという返答でした。私は、こういうことでは未来永劫できないということを行っているのではないかといいに思います。本当に住居表示の変更が必要だと、わかりやすい町、美しい町もいけれども、わかりやすく住居表示がされて、ほかから来た場合でもすぐわかるという状況が私は非常に町のシステムとしては必要なことではないかと。その点について改めてお考えをお聞かせ願いたいと、1つは。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほどもご説明したと思いますが、住居表示は整備する必要はないということは申し上げておりません。確かにこれから住民ふやしていこうという中で、住民が住みやすく、また外から来た方が訪れやすくするというのは当たり前のごとでございます。やりたいのはやまやまなのですが、全町ベースに住居表示のあれをやりますと、先ほど申し上げたような数億単位のあれがかかる場合に、今ではそれを最優先さ

せるかということの決断をどうするかということだと思います。そういう点で、私の考えは今ここにそれだけのお金を投入するのではなくて、将来経済もよくなり、住民もふえ、そしてこの町をさらにふやすときの一つの大きな課題だなというふうに捉えています。ですから、未来永劫できないということはないというふうにしたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） わかりました。当別本町もあるということなのですが、当別の本町もかなり地域が分かれていますから、ある意味ではわかりやすい。太美は何千世帯もその中で同じようなそういう表示になっているので、そこに緊急に改善する余地があるのではないかと。十数億円かけて道の駅やるわけですから、そういった町民が便利になる、またほかのまちから入ってきた人もわかりやすくなるという点は非常に大事なことで、今後ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、農業委員会の問題なのですが、良好な土地にするという問題では目的は達せられたとなっていると思うのですが、私は目的は何て書いてあるかといったら、農地が道路より高さが下がってきており、耕作しにくいと。土盛りをして利用度を高めると、これが土地改良届の理由なのです。土盛りは全然されていない。同じく道路よりか低い、土砂掘った後は、これは全然目的が達成されていない。その前から一貫して質問している何万立米土砂を運んできて埋めなさいという管理事務所からの指示も業者は守っておりますけれども、そういう意味でいわゆる土地改良をしようとする理由が目的は全然達せられていない。それを達せられたと言うこと自体が私には理解不能なのですが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（館田博道君） ただいまのご質問にお答えいたします。

届け出の一番の目的は、相当荒れておりました農地を今回耕作が可能となる農地に改良したということをごさいまして、特に今回につきましては土現管理の河川敷に隣接しておりますので、そちらの土地との高さを大幅に変えるということは現実的にはなかなか難しいと思っておりますので、ご本人も了解しているというふうに解釈しておりますので、私どもとしては目的が達成されたというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） その点については、また後でお話をしたいと思うのですが、問題は、土地改良をしようとする理由は道路より耕作地が高さが下がっていると。したがって、耕作しにくいと土盛りをして利用度を高める。現実には土盛りするどころか逆に土砂採掘して低くなって、そのままの状態に終わっていると。これは写真もその他もあるのですが、そういった点では土地改良届を出させたそもそもの目的がそこでは達せられていないのではないかと。これは私は納得ができないのですが、その点いかがですか。

○議長（後藤正洋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（舘田博道君） 繰り返しのご答弁になりますけれども、隣接しております河川敷がもうかさ上げをしないというようなことを聞いております。あれ以上の現状の土地のさらなるかさ上げというのは、逆に雨天の際の土砂の流出等につながるという危険もございますので、現状としては今回の土地改良の状態をやむを得ないというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 納得いかないけれども、また後日いろいろやりたいと思います。

農業委員会の関係では、あと黒塗りの問題であります。業者の欄も黒塗りになっていると。ここについて私は、河川敷の土砂採掘に当たっては工事業者が名前を出して、期間もはっきりして、住民に、地域の人にわかるようにして工事なささいというぐあいになっている。許可条件にもなっている。それを一切黒塗りするということが自体が当初の目的とも違うのではないかと。それは、何としてもその部分については納得がいけないのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（舘田博道君） お時間をとらせていただいて済みません。ありがとうございます。ご質問にお答えいたします。

今回の件につきましては、あくまでも情報公開条例の中で私ども判断しているわけでございます。その条例にのっとった形で判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） さっきの土地改良届と同じく、その問題についてはわざわざ監督官庁が、許可官庁が明らかにして、それを表示していなければならないという問題まで黒塗りにして出さなければならない理由があるのかということにもなりますので、その点いつまでもそれ以上のことをここで論議してもしようがありませんので、不服申し立ての段階でまたきちっと争いたいなというぐあいに考えております。

次に、町営住宅入居者の安心、安全、特にこの点については先ほど話しなかったのですが、ことしの3月議会で屋根塗装について大きな予算を組んでいただいたと。また、6月議会、そして今回修繕料も増加補正をしていただいたということでは、私は町長の思い

も一定そういった意味では反映しているということについては大変ありがたいなと思いませんけれども、しかし除排雪の問題については本当に住んでいる人たちや地域にバランスというか、町としてのバランスも含めて考えて、ぜひ検討を引き続き町としてもできることがないかどうかを含めて積極的に検討していただきたいというぐあいに思います。これは答え要りません。

最後ですが、ふるさと納税の問題でございますが、公平性の問題、自由度を認めた、画期的、そこまで言うかなと。私は、それこそ2,000円の控除で10万円であれば9万8,000円の品物を、5万円の値が来るかもしれないけれども、そういうものが買える、言ってみれば5つの自治体に分けてやれるそういう富裕層でなければできない中身なのです。それについて地方自治体にお金が入ってくるから、それでいいのだという考え方ではなくて、税そのものについての基本というか、税の公平性というのはどこにあるものなのかということ、そういうところからきていろいろ問題も指摘されていると。今回の賭博法案がそれこそ成立しましたけれども、そういったことも含めて負けた人のお金でもって潤って、経済がこれでいくのかということと同じで、自治体自体が正常な感覚が働かなくなるような中身のあり方については改善していく必要があるのではないかということをお話を私に訴えて、答えは要りませんが、訴えて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で渋谷君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さんでございました。

(午前11時58分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第8回当別町議会定例会 第4日

平成28年12月13日(火曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第4号)

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議員提案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 第 3 議員提案第2号 大雨災害に関する意見書
- 第 4 議員提案第3号 JR北海道への経営支援を求める意見書
- 第 5 総務文教常任委員会報告(道外所管事務調査)
- 第 6 産業厚生常任委員会報告(道外所管事務調査)
- 第 7 産業厚生常任委員会報告
(「介護保険制度の見直しに対する意見書」採択を求める陳情)
- 第 8 議案第 1号 平成28年度当別町一般会計補正予算(第4号)
議案第 2号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 3号 平成28年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第10 議案第 4号 平成28年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第 5号 平成28年度当別町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第12 議案第 6号 平成28年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第 7号 平成28年度当別町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第 8号 当別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 9号 当別町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第10号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第11号 当別町地域間交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について
- 第18 議案第12号 当別町農業委員会の委員の定数に関する条例制定について
- 第19 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第20 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務課長	北村和也君
総務課参事	長谷川明君
広報秘書課長	大畑裕貴君
税務課長	中谷茂実君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
道の駅推進室長	三上晶君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	辻野幸一君
住民課長	乗木裕君
福祉部長	高取真由美君
福祉課長	山下勝也君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君

上下水道課長	岩 城 正 志 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	野 村 雅 史 君
管 理 課 長	山 崎 一 君
社会教育課長	小 出 真 二 君
代表監査委員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	五十嵐 一 夫 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 山崎 公 司 君

5番 秋 場 信 一 君

を指名いたします。

◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第2、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

岡野君。

○11番（岡野喜代治君） 議員提案第1号、提案理由の説明を申し上げます。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成28年12月13日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、山田明、同じく当別町議会議員、高谷茂、同じく当別町議会議員、石川和栄、同じく当別町議会議員、稲村勝俊、同じく当別町議会議員、古谷陽一。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

現在、地方議会の重要性が論じられる中、昨年実施された統一地方選挙において、町村

では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにかかわっていくには、幅広い世代の方々が議員を志すような環境づくりが必要と思われる。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で、新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

意見書案につきましては、次ページに掲載してございますので、ご高覧をいただきたいと思っております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第3、議員提案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

岡野君。

○11番（岡野喜代治君） 議員提案第2号の説明を申し上げます。大雨災害に関する意見書。

大雨災害に関する意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成28年12月13日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、山田明、同じく当別町議会議員、高谷茂、同じく当別町議会議員、石川和栄、同じく当別町議会議員、稲村勝俊、同じく当別町議会議員、古谷陽一、同じく当別町議会議員、鈴木岩夫。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

北海道では本年8月、台風7、11、9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生した。また、定置網・養殖施設などの水産被害も大きなものがある。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じている。

よって国においては、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるようこのたびの災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、特段の配慮を講ずるよう強く要望する。

意見書案につきましては、次ページに掲載してありますので、ご高覧をいただきたいと思えます。慎重なご審議の上でご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議員提案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

岡野君。

○11番（岡野喜代治君） 議員提案第3号、提案理由の説明を申し上げます。JR北海道への経営支援を求める意見書。

JR北海道への経営支援を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成28年12月13日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、山田明、当別町議会議員、高谷茂、当別町議会議員、石川和栄、当別町議会議員、稲村勝俊、当別町議会議員、古谷陽一、当別町議会議員、鈴木岩夫。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

11月18日、J R 北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになる。

J R 北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮し、J R 北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

意見書案につきましては、次ページに掲載してございますので、ご高覧をいただきたいと思っております。よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号、2号、3号について、意見書及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第5、総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員会委員長から平成28年度道外所管事務調査について報告の申し出がありましたので、これを許します。

稲村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 総務文教常任委員会報告を申し上げます。

総務文教常任委員会は、平成28年度道外所管事務調査を実施し帰庁したので、報告いたします。なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

日程、平成28年10月5日から10月7日（2泊3日）。

研修地、宮城県女川町、栃木県茂木町、茨城県常陸太田市、千葉県栄町。

研修項目、1、複合庁舎建設事業について。

「宮城県女川町」では、東日本大震災で庁舎が被災したため、複合庁舎の建設を進めて

いる。複合庁舎には、保健センター、子育て支援センター、図書室、ホールを併設することであり、事業の経緯経過、課題や問題点などの説明を受け、意見交換を交え、研修した。

2、放課後学校について。

「宮城県女川町にある女川向学館」では、東日本大震災で被災した子どもたちのために被災地の放課後学校「コラボスクール」を設立した。避難所としていた小学校を借り、小学校から高校生までが安心して学べる場所をつくり、震災でおくれた学習のサポートなどを目的としている。現地では、開校に至る経緯経過、コラボスクールによる支援の効果・課題と今後の展開についてなどの説明を受け、意見交換を交え、研修した。

3、バイオマス産業都市について。

「栃木県茂木町」では、バイオマス産業都市に選定されている。生ごみ、落ち葉、もみ殻などから堆肥を製造し、販売する「美土里館」を拠点とした資源循環システムによる、地域資源の活用や地域力を活用した取り組みの説明を町長から受け、意見交換を交え、現地「美土里館」を視察し、研修した。またあわせて、「道の駅もてぎ」、図書館を併設している文化交流館「ふみの森もてぎ」も町長の説明を受け、視察した。

4、廃校の有効活用と少子化・人口減少対策について。

「茨城県常陸太田市」では、廃校の有効活用として、閉校となった小学校を改修し、豊かな自然体験や生活体験ができる宿泊可能な体験交流施設を建設している。また、新婚家庭への家賃助成、住宅を取得した子育て世帯への助成、結婚相談センターの運営、出会いイベントの開催、保育園、幼稚園保育料の減免、乳幼児・小中高生医療費助成などの少子化対策・人口減少対策の説明を受け、意見交換を交え、研修した。

5、子育て支援、移住・定住促進、交流人口の増加対策について。

「千葉県栄町」では、子育て支援として、出産祝い金の支給、3人目以降の保育料の助成などの実施、移住・定住促進として、転入した大学生へのアパート代や通学定期代の一部助成、Uターン同居・近居支援金実施などの説明を受け、意見交換を交え、研修した。また交流人口の増加対策として建設されたドラムの里を視察した。

出席者、総務文教常任委員会委員及び議長8名、随行職員2名、計10名。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年12月13日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、稲村勝俊。

以上です。

○議長（後藤正洋君） これで総務文教常任委員会報告を終了いたします。

なお、復命書は、議会事務局に保管しておりますので、ご高覧願います。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第6、産業厚生常任委員会報告を行います。

産業厚生常任委員会委員長から平成28年度道外所管事務調査について報告の申し出がありましたので、これを許します。

古谷委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（古谷陽一君） 産業厚生常任委員会報告を申し上げます。

産業厚生常任委員会は、平成28年度道外所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告する。なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

記、1、日程、平成28年10月12日から10月14日（2泊3日）。

2、研修地、愛知県大口町、石川県小松市、新潟県長岡市、新潟県新潟市。

3、研修項目、（1）、企業誘致の取り組みについて。

「愛知県大口町」では、昭和30年代後半から積極的に工場誘致が行われ、景気に左右されないようさまざまな業種を誘致し、現在も「企業支援ガイド」を作成するなど、さらなる企業誘致に取り組んでいる。大口町における企業誘致の取り組みについて説明を受け、意見交換し研修した。また、誘致した企業数社を車上より視察した。

（2）、6次産業化の取り組みについて。

「石川県小松市」では、小松市農業協同組合と地元の企業や大学と連携し、市場に出荷できないトマトを活用したトマトカレーの企画や商品化、農産物の集荷・加工を一元化した製造拠点整備、また販路開拓や販売促進などについて説明を受け、意見交換し、あわせてJA小松市農産物処理加工施設の視察を行い研修した。

（3）、多世代まちづくり事業について。

「新潟県長岡市」では、産学官連携により多世代健康まちづくりプランを策定している。健康づくりの拠点であり民間のノウハウを活用した「タニタカフェ」の整備や継続的な健康づくりの機会を提供する「ながおカタニタ健康くらぶ」などについて説明を受け、意見交換し、あわせてタニタカフェの視察を行い研修した。

（4）、商店街活性化の取り組みについて。

「新潟県新潟市」にある上古町商店街では、商店街振興組合によるまちの活性化のため、「上古町門前市」や「かみふるまちの食の福袋」など個性的なイベント開催や情報発信、老朽化したアーケードの改築などについて説明を受け、意見交換し、あわせて歴史を感じる老舗と個性的な新しい店舗が共存する商店街の視察を行い研修した。

出席者、産業厚生常任委員会委員及び議長8名、随員職員2名、計10名。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年12月13日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、古谷陽一。

○議長（後藤正洋君） これで産業厚生常任委員会報告を終了いたします。

復命書は、議会事務局に保管しておりますことを申し添えます。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第7、産業厚生常任委員会に付託しておりました「介護保険制度の見直しに対する意見書」採択を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

古谷委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（古谷陽一君） 産業厚生常任委員会報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情について、平成28年12月8日、12月9日、12月12日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「介護保険制度の見直しに対する意見書」採択を求める陳情。

本陳情は、4点の陳情事項がある。

1. 「生活援助を初めとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと」は、低所得者等への負担軽減に配慮するのは理解できるが、介護保険制度を持続可能にしておくためには、公平性を確保しながら、利用者の応能負担が必要と考えるので、願意妥当と認められない。

2. 「家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと」は、制度の抜本的改善の具体的な中身が明確でなく、現状の流れとして、施設の整備より居宅サービスの充実等にシフトしており、願意妥当と認められない。

3. 「介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること」は、介護人材の確保が厳しい現状が見受けられ、その安定的確保を図る必要があるので、願意妥当と認める。

4. 「以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること」は、自己負担が伴うことを前提としながらも、利用者の負担増を招かないことは必要と考えるので、願意妥当と認める。

よって、陳情事項3番と4番を採択するものとし、本陳情は、一部採択することが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年12月13日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、古谷陽一。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいまの委員長報告のとおり決定して異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、ただいま決定されました産業厚生常任委員会報告について、意見書及び派遣する
場合の議員の取り扱いは議長に一任を願います。



◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第1号、第2号は関連がありますので、一括上程
いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第1号及び第2号の関連議案
につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第1号 平成28年度当別町一般会計補正予算（第4号）についてでありま
すが、本補正予算は歳入歳出ともに2億4,821万1,000円を増額し、その総額を97億3,092
万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」
をお目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為につきましては3ページに記載の「第2表 債務負担行為」を、地
方債の補正につきましては4ページに記載の「第3表 地方債の補正」をご高覧いただき
たいと思います

歳出の主なものといたしましては、財政調整基金への積立金5,000万円、減債基金への
積立金4,143万4,000円、障害福祉サービス給付費7,016万9,000円、臨時福祉給付金5,880
万円などを増額し、北海道後期高齢者医療広域連合負担金1,080万4,000円、中央十九線防
雪柵設置工事2,142万8,000円、長期債利子償還金1,048万円などを減額するもので、この
財源といたしましては町税5,000万円、国庫支出金8,356万6,000円、道支出金4,810万5,00
0円、繰越金5,000万円などを増額し、町債610万円などを減額して措置いたしました。ペ
ージは全部飛んでしまっていますけれども、26ページぐらいのをずっとごらんいただいた
ら詳細が出てまいりますので、ご確認をください。

次に、議案第2号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
ありますが、人事院勧告に基づく平成28年度の給料表を平均改定率0.2%の引き上げ、
平成28年12月の勤勉手当0.1カ月分の引き上げ及び平成29年度の勤勉手当支給月数の平準
化並びに職員の扶養手当にかかわる配偶者及び子に対する支給額の見直しなど、条例の一
部を改正しようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号、第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号、第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第3号 平成28年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに60万2,000円を減額し、その総額を25億9,683万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費293万円、諸支出金2,201万3,000円などを増額し、前年度繰り上げ充用金2,559万7,000円を減額するもので、この財源といたしましては国庫支出金30万1,000円、道支出金30万1,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第10、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第4号 平成28年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに758万円を増額し、その総額を2億1,078万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金758万円を増額し、この財源といたしましては後期高齢者医療保険料638万9,000円、繰越金409万1,000円を増額し、繰入金290万円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第11、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第5号 平成28年度当別町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに364万3,000円を減額し、その総額を14億5,479万5,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為につきましては、3ページに記載の「第2表 債務負担行為」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出といたしましては、保険給付費364万3,000円を減額いたしました。この財源といたしましては、国庫支出金42万8,000円を増額し、支払基金交付金102万円、道支出金179万9,000円、繰入金125万2,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第12、議案第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第6号 平成28年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに75万円を減額し、その総額を9億4,719万円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、下水道費において一般管理費110万円を増額し、管渠管理費61万1,000円、終末処理場管理費123万9,000円を減額するもので、この財源といたしましては繰越金75万円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第13、議案第7号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第7号 平成28年度当別町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において配水及び給水費26万7,000円、総係費27万7,000円を増額し、支出総額を6億8,514万5,000円といたしました。

また、資本的支出において上水道設備費133万4,000円を減額し、支出総額を1億7,601万5,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第14、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第8号 当別町職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、職員が介護のため勤務をしない時間を承認できる仕組みを新設するなど所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第15、議案第9号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第9号 当別町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、個人町民税について町内居住者が国外に所在する法人等を通じ、国内で支払いを受ける利子等及び配当にかかわる課税の特例を導入するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定

いたしました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第16、議案第10号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第10号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、新たに個人町民税の課税の特例として分離することとされた所得について国民健康保険税の算定における総所得金額に含めるための所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第10号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第17、議案第11号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第11号 当別町地域間交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信、地域特産品の販売等により町民と来訪者の地域間交流を図ることを目的として設置する（仮称）北欧の風道の駅とうべつを当別町地域間交流拠点施設として運用すべく当該施設の設置及び管理に必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第11号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第18、議案第12号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第12号 当別町農業委員会の委員の定数に関する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制及び選任制から市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められたことから新たに農業委員会の委員の定数を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第12号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第19、諮問第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案の説明を申し上げます。

当別町人権擁護委員、橋本俊一氏は、平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第20、諮問第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案の説明を申し上げます。

当別町人権擁護委員、宮崎直高氏は、平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意

見を求めるものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、本日の会議を閉じます。

平成28年第8回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時50分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員